

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月23日

【事業年度】 第18期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社エスクリ

【英訳名】 E S C R I T I N C .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C E O 渋谷 守浩

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋二丁目14番1号 興和西新橋ビルB棟

【電話番号】 03-3539-7654

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 管理本部長 吉瀬 格

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋二丁目14番1号 興和西新橋ビルB棟

【電話番号】 03-3539-7654

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 管理本部長 吉瀬 格

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(千円)	29,477,263	31,700,236	33,302,830	31,430,384	12,941,549
経常利益又は 経常損失()	(千円)	1,224,232	1,830,753	2,123,041	1,499,314	6,684,158
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失()	(千円)	713,204	665,855	1,078,028	455,866	5,416,574
包括利益	(千円)	713,567	666,110	1,072,229	455,476	5,422,056
純資産額	(千円)	5,945,668	6,479,517	7,316,002	7,478,971	5,565,018
総資産額	(千円)	26,560,173	27,094,623	25,114,109	23,228,775	26,142,802
1株当たり純資産額	(円)	497.49	540.61	615.53	638.52	411.77
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	59.89	55.72	90.01	38.79	419.99
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	59.73	55.63	89.97	38.78	
自己資本比率	(%)	22.4	23.9	29.1	32.2	21.3
自己資本利益率	(%)	12.7	10.7	15.6	6.2	83.1
株価収益率	(倍)	12.9	15.7	7.3	9.5	
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,253,612	1,826,760	3,164,764	2,918,443	4,493,066
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,147,669	2,098,832	831,317	1,203,478	400,640
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	361,901	855,732	2,341,557	2,347,942	7,487,191
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	5,695,588	4,568,019	4,568,351	3,934,264	6,527,640
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	1,065 (449)	1,146 (477)	1,156 (461)	1,221 (447)	1,068 (166)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第18期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の状況

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (千円)	22,939,225	24,535,476	25,936,662	25,338,395	8,066,784
経常利益又は 経常損失() (千円)	1,001,271	1,678,772	1,816,311	1,376,722	6,214,168
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	582,156	830,047	881,312	154,839	5,466,522
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	594,639	606,132	606,988	607,879	50,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	11,935,500	11,979,000	11,982,000	11,986,500	13,786,500
A種種類株式					3,000
純資産額 (千円)	5,611,307	6,316,830	6,991,837	6,854,170	4,895,750
総資産額 (千円)	21,935,982	21,792,404	21,384,971	19,541,549	21,289,728
1株当たり純資産額 (円)	469.48	527.03	588.24	585.16	362.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)	16.00 (8.00)	0.00 (0.00)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	48.88	69.46	73.58	13.18	423.86
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	48.76	69.34	73.55	13.17	
自己資本比率 (%)	25.5	29.0	32.7	35.1	23.0
自己資本利益率 (%)	10.9	13.9	13.3	2.2	93.1
株価収益率 (倍)	15.8	12.6	9.0	27.9	
配当性向 (%)	24.5	17.3	16.3	121.4	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	903 (392)	1,015 (412)	1,020 (399)	1,076 (385)	934 (136)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	124.2 (114.7)	142.3 (132.9)	110.3 (126.2)	66.5 (114.2)	79.3 (162.3)
最高株価 (円)	909	1,139	966	920	547
最低株価 (円)	490	668	475	341	287

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第18期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

5. 第18期の配当性向については、無配のため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

7. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

8. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。A種種類株式は非上場であるため、該当事項はありません。

2 【沿革】

年月	事項
2003年6月	挙式・披露宴施設の運営を目的として、東京都中央区に株式会社エスクリを設立
2005年3月	神戸市東灘区に『ア・ラ・モード・パレ&ザ リゾート』をオープン
2005年5月	本店所在地を東京都港区芝大門に移転
2005年11月	東京都港区に『ラグナヴェール AOYAMA』をオープン
2006年9月	東京都港区に『ロザンジュイア』をオープン
2006年12月	名古屋市中区に『栄マルベリーホテル』をオープン
2007年6月	『栄マルベリーホテル』の名称を『ラグナスイート名古屋 ホテル&ウェディング』に変更 『ラグナスイート名古屋 ホテル&ウェディング』における婚礼サービスの提供開始
2008年4月	本店所在地を東京都港区南青山に移転
2009年9月	横浜市港北区に『ラグナスイート新横浜 ホテル&ウェディング』をオープン
2010年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2010年5月	東京都中央区に『ラグナヴェール TOKYO』をオープン
2011年4月	名古屋市東区に『ラグナヴェール NAGOYA』、東京都中央区に『ザ マグナス TOKYO』、大阪市北区に『ラグナヴェール OSAKA』をオープン
2011年5月	大阪市北区に『ラグナヴェール PREMIER』をオープン
2012年6月	東京都渋谷区に『シャルマンシーナ TOKYO』をオープン
2012年11月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2012年12月	東京都中央区に『アンジェリオン オブラザ TOKYO』をオープン
2013年5月	株式会社渋谷の株式を取得し、連結子会社化
2013年6月	福岡市中央区に『アルマリアン FUKUOKA』をオープン
2014年8月	本店所在地を東京都港区西新橋に移転 仙台市宮城野区に『ラグナヴェール SENDAI』及び『アンジェリオン オブラザ SENDAI』をオープン
2014年10月	東京都豊島区に『アルマリアン TOKYO』及び『アヴェニールクラス TOKYO』をオープン
2015年4月	みや美株式会社の株式を取得し、連結子会社化
2015年7月	東京都港区に株式会社エスクリマネジメントパートナーズを設立
2015年10月	東京都港区に『ルミヴェール TOKYO』をオープン 沖縄県北谷町に『セントレジェンダ OKINAWA』をオープン
2015年12月	アメリカ合衆国ハワイ州にESCRIT HAWAII INC. を設立
2016年1月	みや美株式会社を、株式会社エスクリマネジメントパートナーズを存続会社として合併 石川県金沢市に『ラグナヴェール KANAZAWA』をオープン
2016年2月	東京都港区に『南青山サンタキアラ教会』をオープン
2016年6月	東京都港区に『パラッツォ ドゥカーレ 麻布』をオープン
2017年6月	さいたま市中央区に『ラグナヴェール Sky Terrace』をオープン
2018年4月	広島市中区に『ラグナヴェール HIROSHIMA』をオープン
2018年9月	東京都渋谷区に『ラグナヴェール Atelier』をオープン
2020年3月	神戸市中央区に『ラヴィマーナ神戸』をオープン

(注) 2021年4月1日付で株式会社エスクリマネジメントパートナーズを吸収合併いたしました。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社6社により構成されております。
当社グループの事業内容及び関係会社の位置付けは次のとおりです。

(1) ブライダル関連事業

ブライダル関連事業セグメントにおいて、直営施設及び提携施設を通じた挙式・披露宴の企画・運営等のブライダルサービス、ホテルスタイルの施設を通じた宿泊サービス、レストランスタイルの施設を通じたレストランサービス、各種パーティーの企画・運営の宴会サービスの提供等を行っております。

当社グループ直営のブライダルでは、「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、多様化する顧客のニーズに応えるため、様々なスタイルの直営挙式・披露宴施設の運営を行っております。顧客である新郎新婦や列席されるゲストに対する「施設の貸し切り感」、「オリジナル感」の演出を重視し、挙式・披露宴で提供される、衣装、装花、引出物、料理、飲料、演出等を顧客のこだわりに合わせてトータルプロデュースする、オーダーメイド型の婚礼サービスを提供しております。特に、衣装、装花、演出に関しては社内における内製化を推進しており、外注取引企業ではなく当社の従業員が直接顧客と打ち合わせを行うことにより、顧客の細かなこだわりにも対応し、一層の顧客満足度の向上を目指しております。

また、当社グループが運営する施設のうち、バンケット（披露宴会場）が複数ある施設に関しては、それぞれのバンケットに専用のチャペル又はロビースペースを設置することにより、「施設の貸し切り感」の演出を行っております。「施設の貸し切り感」、「オリジナル感」の演出のため、一軒家の邸宅風施設であるゲストハウス型施設が多い中、当社は、同様の演出が可能で、かつ出店立地に最適なスタイルでの出店を実施しております。

さらに、レストランやホテルの事業者が行うブライダルサービスを一括して運営受託するサービスの提供などを行っております。

(2) 建築不動産関連事業

建築不動産関連事業セグメントにおいて、飲食店や小売店を中心とした施設の内外装工事の請負及び設計監理業務、戸建住宅やマンションの建築、コンテナ事業、コンサルティングサービス等を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
株式会社渋谷 (注) 2、5	奈良県桜井市	80,000	建築不動産 関連事業	100.0	役員の兼任 建築・内装工事の発注 建物管理 店舗開発サポート
株式会社エスクリマ ネジメントパート ナーズ(注) 2、3	東京都港区	100,000	ブライダル 関連事業	100.0	役員の兼任 業務委託 資金の貸付 債務保証
その他3社					

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 2021年4月1日付で株式会社エスクリマネジメントパートナーズを吸収合併いたしました。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 株式会社渋谷については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	4,211,609 千円
	経常利益	12,578
	当期純利益	1,577
	純資産額	1,959,911
	総資産額	4,792,660

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
プライダル関連事業	978 (166)
建築不動産関連事業	55 (0)
全社(共通)	35 (0)
合計	1,068 (166)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数は常勤の就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
3. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。
4. 前連結会計年度末に比べ従業員数が153名、臨時雇用者数が281名減少しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症に伴う休業や施行件数の減少に伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
934 (136)	31.7	4.7	3,155

セグメントの名称	従業員数(名)
プライダル関連事業	899 (136)
全社(共通)	35 (0)
合計	934 (136)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数は常勤の就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
3. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 前連結会計年度末に比べ従業員数が142名、臨時雇用者数が249名減少しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症に伴う休業や施行件数の減少に伴うものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、当社の社名の由来のとおり、社員（スタッフ）を教育・育成（クリエイト）することが、企業価値の向上に資すると考えております。特に、主たる事業セグメントであるブライダル関連事業においては、ハードに頼らず、ソフトの力を信じ、ビジネスの本質を真摯につきつめるという意味を込めた『Faithful Bridal Creator』をコーポレートスローガンとして掲げております。また、その実現のために「人材を育成し接客力によってブライダル業界の勝ち組となること」、「施設スタイルにこだわらないブライダルオペレーターとなること」を経営の基本方針とし、全国の挙式披露宴施設の運営を主とした事業展開を通じて、顧客満足度の向上を図り、企業価値の向上に取り組んでおります。

(2) 経営戦略

出店戦略

当社グループは、市場規模縮小の影響を最小限に抑えるため、大型投資を伴う新店については、人口減少率が比較的緩やかである政令指定都市に限定し、出店をしております。立地にこだわった出店により宴会、イベントなど婚礼以外のニーズにも対応できることから、各施設の稼働率向上が見込めます。また、人口減少が進むと考えられる地方都市においては、M&Aによる投資額を抑えた出店を基本としております。これにより、確実にシェアを拡大しながら市場縮小リスクに対応することが可能であると考えております。

また、ハードによる集客優位性に限界があるとの見方から、特定のスタイルという限定的な市場ではなく、ゲストハウス、ホテル、レストランなど多様な施設スタイルで事業展開し、市場全領域を網羅することによって、今後起こりうるマーケットニーズの変化に対応してまいります。

内製化・仕組化

当社グループでは、衣裳、装花等、婚礼に関わるサービスについては社内での内製化を推進しております。これによりスタッフ間の情報共有の円滑化、協力体制の強化が期待できるとともに、顧客の要望に対しきめ細やかな対応が可能となることから、顧客満足度の向上及び利益率向上に繋がると考えております。

また、当社グループにおいて競争力の要となるソフトの力を最大限発揮するため、役職に応じた教育研修に加え、営業支援システムを活用することにより、若手社員を早期に戦力化し、接客力の高い人材に育成するための仕組化を推進しております。

独自集客

当社グループでは、これまで有名キャラクターを活用した婚礼商品の開発など、他社とのアライアンスにより、他社にないコンテンツを手掛けてまいりました。これにより、婚礼情報専門の媒体と異なり、潜在顧客へのアプローチが可能となることから、結婚式実施率の低下が危惧されるブライダル業界の活性化に寄与するものと考えております。

また、施設の稼働率向上を目的とし、宴会やイベント等の受注に特化した自社サイトの開設、将来的に需要増加が見込まれる少人数挙式に特化したサービスの運用を実施してまいりました。今後も既存のメディアに依存せず、多岐に渡る独自集客に注力してまいります。

(3) 経営環境、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から経済活動が著しく抑制されたことにより、景気は大幅に悪化しました。2021年3月に二度目の緊急事態宣言が解除となり、経済活動が徐々に再開されたものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、一部地域においてまん延防止等重点措置が実施されており、2021年4月には三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また当社グループの主たる事業セグメントが属するブライダルマーケットについても、ターゲット顧客層としている結婚適齢期人口の減少、未婚率の上昇等の環境変化に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする緊急事態宣言発令及び外出自粛要請の影響の長期化により、先行きは非常に不透明な状況となっております。

急速な需要の減退により一段と競争が加速すると思われるブライダルマーケットにおいて、当社グループが顧客からの支持を着実に獲得し、中長期的な企業成長に向けた経営戦略を実行するために、以下のような課題に対処してまいります。

感染症による影響に対する取り組み

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、一部地域においてまん延防止等重点措置が実施されており、2021年4月には三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いているものの、政府・自治体からの制限要請（酒類提供の禁止、収容人数制限等）があるなかで、挙式披露宴においては、日程変更が一部発生するものの、キャンセル数は少なく、高い挙式実施率で進捗しております。また新型コロナウイルス感染症拡大前の受注残高水準を維持しております。2022年3月期において新型コロナウイルス感染症の影響を受けるものの、新型コロナウイルスのワクチン接種が広がり始め、徐々に受注状況が回復するものと想定しております。しかしながら、緊急事態宣言等の解除時期並びに政府・自治体からの制限要請内容によっては、受注の減少、挙式披露宴の日程変更及びキャンセルの発生により売上高が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に備え、当面の成長投資を抑制し、金融機関からの借入等による資金調達によって手元流動性を高めるとともに、家賃・人件費等、事業推進に係る運転資金は既に調達しております。また、第三者割当による普通株式及び種類株式の発行による資本性の資金調達によって自己資本の増強を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び従業員の安全を考慮し、始業前及び実務開始前の検温、出退勤時のマスク着用、手洗い等を義務づけております。各婚礼施設においては、各所への消毒用アルコールの準備、定期的な設備の除菌と清掃等、衛生管理の徹底に努めながら運営してまいります。

人材の確保と育成

当社グループは、今後のさらなる事業拡大を目指す上で、優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要な経営課題であると認識しております。人材確保においては、新卒採用及び中途採用を積極的に実施し、当社グループの経営方針に共感を持った早期に戦力化可能な人材の採用と、従業員のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築が必要と考えております。特に、ブライダル関連事業における人材の育成については、接客に関するデータの定量的な分析に基づく課題抽出及び対策、高い接客力を有する人材の接客ノウハウの共有、定期的な社内研修等を実施することにより、顧客ニーズに的確に対応できる接客力を向上させてまいります。

ブライダル事業における新たな収益モデルの確立

当社グループは、直営施設の出店を今後もすすめてまいります。一方でこれまでのノウハウを活かしたブライダルマーケットにおける新たな収益モデルを確立することも重要な経営課題と認識しております。運営受託やコンシェルジュデスクを始めとしたサービスの拡大、発展に加え、装置産業型の投資回収を必要としないビジネスモデルの確立などを検討してまいります。

ブライダル以外の事業展開

当社グループは、ブライダル関連事業の売上比率が連結売上高の約9割を占めており、ブライダル関連事業の拡大と平行して、ブライダルに次ぐ事業の柱を育成することが必要であると認識しております。当社グループの創造力豊かなスタッフの力を最大限に活かして、業界研究や事業構造分析をすすめ、事業展開の可能性を検討してまいります。

内部管理体制の充実

当社グループは、今後も企業の継続的な成長を実現していくために、事業規模の拡大に対応した内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。今後も事業規模の拡大に合わせ、管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による事業リスクについて

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2020年4月に発令された緊急事態宣言を受け、同期間中においては運営する全施設を臨時休業といたしました。一度目の緊急事態宣言が解除され、新規受注、施行件数等は緩やかな回復傾向に転じたものの、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から、2021年1月には二度目の緊急事態宣言が発令されたことにより、2021年3月期に予定されていた挙式・披露宴の多くが日程変更となった結果、売上高が著しく減少し、重要な営業損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、一部地域においてまん延防止等重点措置が実施されており、2021年4月には三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いているものの、政府・自治体からの制限要請（酒類提供の禁止、収容人数制限等）があるなかで、挙式披露宴においては、日程変更が一部発生するものの、キャンセル数は少なく、高い挙式実施率で進捗しております。また新型コロナウイルス感染症拡大前の受注残高水準を維持しております。2022年3月期においてコロナウイルス感染症の影響を受けるものの、新型コロナウイルスのワクチン接種が広がり始め、徐々に受注状況が回復するものと想定しております。

しかしながら、緊急事態宣言等の解除時期並びに政府・自治体からの制限要請内容によっては、受注の減少、挙式披露宴の日程変更及びキャンセルの発生により売上高が減少し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に備え、業務効率化等によるコスト削減、不動産オーナーへの賃料の減額交渉、雇用調整助成金の申請等の対応を引き続き行ってまいります。また当面の成長投資を抑制し、金融機関からの借入等による資金調達によって手元流動性を高めるとともに、家賃・人件費等、事業推進に係る運転資金は既に調達しております。さらに、第三者割当による普通株式及び種類株式の発行による資本性の資金調達によって自己資本の増強を図っております。これらの対応策を継続して実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(2) 少子化の影響について

総務省の「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によりますと、今後、わが国における結婚適齢期といわれる男女の人口は縮小傾向にあると予測されており、当社グループの属するブライダルマーケット全体の縮小が懸念されます。

当社グループは、今後も人口の減少が少ないと思われる東京23区及び政令指定都市を中心に新店するとともに、マーケット動向を注視し事業を推進してまいります。マーケットが急激に縮小した場合は当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 出店について

当社グループは、「施設スタイルにこだわらない都市型ブライダルオペレーター」として、多様化する顧客のニーズに応えるため、専門式場、ゲストハウス、ホテル、レストランの4つのスタイルの挙式・披露宴施設を特定のスタイルに偏らないよう出店する方針であります。出店候補地の選定に当たっては、東京23区及び政令指定都市、新幹線停車駅がある人口30万人以上の都市、の順に優先順位を定め、出店候補地の立地、エリアマーケティングデータ、運営施設の採算性、人材確保、資金繰り及び投資回収期間を総合的に勘案した上で、出店候補地を決定し、新規出店を積極的にすすめていく計画であります。

当社グループは、専門部署である事業開発部を中心として、不動産デベロッパー、不動産投資ファンド運用会社、ゼネコン、総合商社等多岐にわたるルートから出店候補地の情報を収集し、出店のための条件交渉を行っておりますが、当社グループの出店条件に合致する候補地の契約が締結できなかった場合、又は、出店に必要な資金を当社グループの計画通りに金融機関等から調達できなかった場合は、出店計画を変更する必要性が生じ、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規出店に際し、オープン準備期間に諸費用が先行して発生することにより、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 敷金及び保証金の差入について

当社グループは、賃借により出店を行うことを基本方針としており、挙式・披露宴施設等の賃借時に敷金及び保証金を差入れております。敷金及び保証金の残高は2021年3月31日現在3,639百万円となっており、連結総資産に占める比率は13.9%であります。

当社グループは、新規に出店する際の与信管理を徹底しておりますが、賃貸先のその後の財政状態の悪化等によって、敷金及び保証金の全部又は一部が回収できなくなった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 会計上の評価について

減損会計適用の影響について

当社グループの挙式・披露宴施設に係る設備について、施設の営業活動から生じる収益力が著しく低下することなどにより減損の認識がなされた場合、減損損失の計上により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産等について

当社グループでは、将来の課税所得等に関する予測に基づき回収可能性を慎重に検討した上で繰延税金資産等を計上しております。しかし、今後の業績動向等により、一部ないし全部について回収可能性が低いと判断された場合、繰延税金資産等の計上額が修正され、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 売上高の季節変動について

当社グループの主力事業であるブライダル事業においては、挙式・披露宴が春（3月から5月）、秋（9月から11月）に多く施行される傾向があることにより、売上高が変動する可能性があります。

(7) 有利子負債依存度が高いことについて

当社グループは、新規出店及び企業買収に係る設備投資並びに新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に備えた資金を、主として金融機関からの借入等の間接金融により調達してまいりました。有利子負債残高、有利子負債依存度及び支払利息は下表のとおりであります。

今後は、営業活動によるキャッシュ・フローの拡大から生み出される余剰資金等により、有利子負債依存度の改善をすすめ、財務体質の強化に努める方針ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化した場合、並びに金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

	前連結会計年度末 2020年3月31日現在	当連結会計年度末 2021年3月31日現在
有利子負債残高(百万円)	6,988	11,192
有利子負債依存度(%)	30.1	42.8
支払利息(百万円)	64	79

- (注) 1. 有利子負債残高は、金融機関からの短期借入金、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)、社債及びリース債務の合計であります。
2. 有利子負債依存度は、有利子負債残高を総資産で除した数値を記載しております。

(8) 法的規制について

当社グループは、国内外における既存事業の展開及び新規サービスの提供にあたり、会社法をはじめ、金融商品取引法、税務諸法、労働関係諸法、食品関連諸法、独占禁止法(下請法・景品表示法を含む)、個人情報保護法、その他関係法令、条例等の適用、行政の許認可等を受けています。

また、当社グループ施設をはじめとした建築・改装等にあたっては、建築基準法、消防法、下水道法、旅館業法、その他関係法令、条例等による規制を受けており、さらには、当社グループが運営する挙式・披露宴施設は、食品衛生法等の適用、所轄保健所による営業許可を受けております。

このような環境下において、当社グループは、法令順守を、社会において企業活動を推進する主体としての当然の責務と認識し、コンプライアンス体制を整え、法令順守の徹底を図っております。既存事業の展開はもちろんのこと、新規サービスの提供にあたっては、必要に応じ弁護士、公認会計士、税理士等と連携し、法的規制に抵触しない事業を展開し、サービスを提供しております。

しかしながら、役員及び従業員による不正行為、過失行為等により、法令遵守に係るリスクを完全に排除し得ない可能性があります。また、将来、法令、条例、許認可要件等の変更、当局との見解相違等により制約等が生じた場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現在のところ、当グループの経営成績に重要な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、このような訴訟が提起され、当社グループに不利な判断がなされた場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 衛生管理・食材管理について

上記のとおり、当社グループが運営する挙式・披露宴施設は、食品衛生法等の適用、所轄保健所による営業許可を受けております。

このような環境下、当社グループでは、館内清掃並びに従業員に対する衛生管理教育を徹底するとともに、専門機関による定期的な衛生検査を実施することで、社内の衛生管理体制強化を図っております。

しかしながら、今後、食中毒等の衛生問題が発生した場合には、営業の停止、信用の低下等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが運営する挙式・披露宴施設で提供する食材につきましては、安全性に重大な関心が払われている現在の状況から、安全で良質な食材を確保することが重要となっております。

しかしながら、食材の安全性が疑われる問題が生じ、海外からの食材輸入が規制された場合、あるいは需給関係の変動等により食材の市況が急激に変動した場合等、食材の安定的確保に支障が生じる状況となった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 個人情報管理について

当社グループは、商品及びサービスの提供を通じて、顧客の個人情報を扱っているため、個人情報保護法が定める個人情報取扱事業者としての義務を課せられております。

当社グループでは、これら個人情報の適切な保護及び管理を目的として「個人情報保護規程」を制定しており、個人情報が記載された書類やデータについては保管庫における施錠管理やパスワード管理により細心の注意をもって取り扱っておりますが、係る措置にもかかわらず不測の事態により個人情報が漏洩した場合には、当社グループが損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社グループの信用が低下し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材確保と育成について

当社グループは、積極的な事業展開のために、新卒採用及び中途採用を実施し続けることが必要であると認識しており、積極的な採用活動を行っております。また、採用した人材に対しては、社内研修等を実施することで、顧客ニーズに的確に対応できる人材の育成に努めております。

しかしながら、人材の確保、育成が計画通りすまなかった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 建築不動産関連事業における市場環境の変化について

当該市場は、趨勢的な公共投資の削減傾向や、消費税の増税等による国内の景気後退等により、民間設備投資が縮小した場合には、今後の受注動向に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 建設資材価格及び労務単価の変動リスクについて

建設資材価格や労務単価等が、請負契約締結後に予想を超えて大幅に上昇し、それを請負金額に反映することが困難な場合、建設コストの増加につながり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 建築不動産関連事業における取引先の信用リスクについて

景気の減速などによる建設市場の縮小の影響を受け、発注者、協力業者、共同施工会社などの取引先が信用不安に陥ってしまった場合、資金の回収不能や施工遅延などの発生により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 建築不動産関連事業における技術・品質上の重大事故や不具合などによる瑕疵等のリスクについて

設計、施工段階における技術・品質面での重大事故や不具合が発生し、その修復に多大な費用負担が生じたり、重大な瑕疵となった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 感染症の発生及び拡大について

当社グループは、全国で挙式・披露宴施設を運営しております。感染症が発生した場合、多くの人が集まる挙式・披露宴は中止又は延期となることが考えられます。さらに感染が拡大した場合、当社グループ施設が一時的に営業停止せざるを得ない状況となることが考えられ、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 自然災害等について

地震や台風などの大規模な自然災害等の発生により、当社グループ施設に被害が発生し、また各種規制などによって通常の営業活動に支障をきたす場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営者の視点による当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における当社グループは、主力事業であるブライダル関連事業において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年4月に発令された緊急事態宣言を受け、同期間中においては運営する全施設を臨時休業といたしました。一度目の緊急事態宣言が解除され、新規受注、施行件数等は緩やかな回復傾向に転じたものの、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から、2021年1月には二度目の緊急事態宣言が発令されたことにより、当連結会計年度に予定されていた挙式・披露宴の多くが日程変更となったことから、売上高が大幅に減少することとなりました。

この結果、当社グループの主力事業であるブライダル関連事業の売上高が大幅に減少し、当連結会計年度の業績は、売上高12,941百万円（前期比58.8%減）、営業損失6,401百万円（前期は1,546百万円の利益）、経常損失6,684百万円（前期は1,499百万円の利益）、親会社株主に帰属する当期純損失5,416百万円（前年は455百万円の利益）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（ブライダル関連事業）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、2020年4月に発令された緊急事態宣言を受け、同期間中においては運営する全施設を臨時休業といたしました。一度目の緊急事態宣言が解除され、新規受注、施行件数等は緩やかな回復傾向に転じたものの、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から、2021年1月には二度目の緊急事態宣言が発令されたことにより、当連結会計年度に予定されていた挙式・披露宴の多くが日程変更となりました。

その結果、ブライダル関連事業の売上高は9,167百万円（前期比67.4%減）、セグメント損失は5,650百万円（前期は2,480百万円の利益）となりました。

（建築不動産関連事業）

例年の水準どおりに建設工事が竣工したことに加え、土地の販売もあり、増収となったものの、固定費削減にあたり小売店舗の閉鎖を行ったことによる一時的なコスト発生により、建築不動産関連事業の売上高は3,774百万円（前期比13.9%増）、セグメント利益は38百万円（同71.5%減）となりました。

当連結会計年度末における資産総額は26,142百万円となり、前連結会計年度より2,914百万円増加しております。これは主に、現金及び預金が2,593百万円増加したこと、受取手形及び売掛金が128百万円減少したこと、完成工事未収入金が539百万円増加したこと、繰延税金資産が2,103百万円増加したこと等によるものであります。負債総額は20,577百万円となり、前連結会計年度より4,827百万円増加しております。これは主に、短期借入金が増加したこと、1年内返済予定を含む長期借入金が増加したこと等によるものであります。純資産は5,565百万円となり、前連結会計年度より1,913百万円減少しております。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失5,416百万円を計上したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は6,527百万円となり、前連結会計年度より2,593百万円増加しました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は4,493百万円（前連結会計年度は2,918百万円の収入）となりました。その主な内訳は税金等調整前当期純損失7,845百万円、減価償却費1,364百万円、新型コロナウイルス感染症による損失の支払額1,456百万円、雇用調整助成金の受取額1,245百万円、棚卸資産の減少額410百万円、前受金の増加額508百万円があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は400百万円（前連結会計年度は1,203百万円の支出）となりました。その主な内訳は有形固定資産の取得による支出378百万円、無形固定資産の取得による支出51百万円があったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は7,487百万円（前連結会計年度は2,347百万円の支出）となりました。その主な内訳は短期借入金の純増額2,843百万円、長期借入金による収入3,730百万円、株式の発行による収入3,457百万円、長期借入金の返済による支出2,226百万円があったこと等によるものであります。

施行、受注及び販売の実績

a．施行実績

当連結会計年度の挙式・披露宴施行件数の実績は、次のとおりであります。

区分	施行件数(組)	前年同期比(%)
ブライダル関連事業	3,181	37.5

b．受注状況

当連結会計年度の受注件数及び残高の状況は、次のとおりであります。

区分	受注件数(組)	前年同期比(%)	受注件数残高(組)	前年同期比(%)
ブライダル関連事業	4,421	41.9	5,400	87.7

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
ブライダル関連事業	9,167,539	32.6
建築不動産関連事業	3,774,010	113.9
合計	12,941,549	41.2

(注) 1．セグメント間取引については、相殺消去しております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績等は、以下のとおりであります。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、12,941百万円（前期比58.8%減）となりました。

これは主に、ブライダル関連事業において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令等により、当連結会計年度に予定されていた挙式披露宴が翌年度以降に延期となったことによるものであります。

(営業利益)

売上原価は、売上高の減少に伴って、7,709百万円（前期比42.8%減）となりました。原価率は59.6%となり、前連結会計年度に比べて16.7ポイント増加いたしました。

また、販売費及び一般管理費は、ブライダル関連事業における宣伝広告費、家賃、人件費の削減により、11,632百万円（前期比29.1%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業損失は、6,401百万円（前期は1,546百万円の利益）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

経常損失は、営業損失の計上に伴って、6,684百万円（前期は1,499百万円の利益）となりました。特別損益は、ブライダル関連事業において、一部施設について減損損失を854百万円、新型コロナウイルス感染症による損失を1,657百万円計上いたしました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、5,416百万円（前期は455百万円の利益）となりました。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、26,142百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,914百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が2,593百万円増加したこと、受取手形及び売掛金が128百万円減少したこと、完成工事未収入金が539百万円増加したこと、繰延税金資産が2,103百万円増加したこと等によるものであります。

(負債)

負債総額は20,577百万円となり、前連結会計年度より4,827百万円増加しております。これは主に、短期借入金が2,843百万円増加したこと、1年内返済予定を含む長期借入金が1,503百万円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

純資産は5,565百万円となり、前連結会計年度より1,913百万円減少しております。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失5,416百万円を計上したこと等によるものであります。

自己資本比率は21.3%となり、前連結会計年度末に比べ10.9ポイント減少いたしました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資本の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(資本の財源及び資金の流動性)

当社グループは、中長期的に安定した成長を計るため、事業規模拡大のための投資を実行する一方で、適切な自己資本比率の維持と株主への利益還元との最適なバランスを考え実施していくことを基本としております。

当連結会計年度においては、有形固定資産の取得による支出は378百万円、敷金及び保証金の差入による支出は5百万円となりました。これらの投資のための資金は、自己資金及び金融機関からの借入れにより賄っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の長期化に備え、当面の成長投資を抑制し、金融機関からの借入等による資金調達によって手元流動性を高めるとともに、家賃・人件費等、事業推進に係る運転資金は既に調達しております。また、第三者割当による普通株式及び種類株式の発行による資本性の資金調達によって自己資本の増強を図っております。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものにつきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、顧客の需要に応えるため、挙式・披露宴施設の増強を中心に設備投資を実施しております。

ブライダル関連事業においては、前期より着手していた挙式・披露宴施設の工事によるもの、定期的なドレス購入額、新型コロナウイルス感染症の安全対策にかかるパーティション等を中心とした総額453百万円の設備投資を実施しました。

なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

提出会社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
ア・ラ・モード・パレ&ザリゾート (神戸市東灘区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	185,369	()		19,116	204,486	25 (4)
ラグナヴェール AOYAMA (東京都港区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	0	()		0	0	29 (3)
ロザンジュリア (東京都港区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	45,921	() [353.05]		6,932	52,854	12 (1)
ラグナスイート 名古屋 ホテル& ウェディング (名古屋市中区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴・宿 泊施設	124,133	()		18,861	142,995	29 (6)
ラグナスイート 新横浜 ホテル& ウェディング (横浜市港北区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴・宿 泊施設	0	()		0	0	42 (7)
ラグナヴェール TOKYO (東京都中央区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	149,207	()		20,637	169,845	19 (3)
アンジェリオン オプラザ TOKYO (東京都中央区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	154,651	()		5,751	160,403	19 (3)
ラグナヴェール NAGOYA (名古屋市中区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	71,590	()		4,225	75,815	28 (4)
ザ マグナス TOKYO (東京都中央区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	106,738	()		15,205	121,943	12 (1)
ラグナヴェール PREMIER (大阪市北区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	202,992	()		9,808	212,800	31 (9)
ラグナヴェール OSAKA (大阪市北区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	282,916	()		29,833	312,750	67 (11)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
シャルマンシー ナ TOKYO (東京都渋谷区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	451,322	()		31,104	482,427	25 (4)
アルマリアン FUKUOKA (福岡市中央区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	396,820	()	0	33,578	430,398	30 (5)
ラグナヴェール SENDAI (仙台市宮城野 区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	0	()	0	0	0	21 (3)
アルマリアン TOKYO (東京都豊島区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	448,933	()	2,289	43,431	494,654	32 (6)
ルミヴェール TOKYO (東京都港区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	216,248	()	9,326	9,112	234,687	17 (3)
セントレジェン ダ OKINAW A (沖縄県北谷町)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	535,031	() [3,354.63]		11,652	546,683	12 (4)
ラグナヴェール KANAZAW A (石川県金沢市)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	708,013	()	290,296	3,158	1,001,468	24 (5)
南青山サントキ ア教会 (東京都港区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	6,170	()	2,125	2,530	10,825	13 (3)
パラッツォ ドウ カーレ 麻布 (東京都港区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	16,609	()	1,283	7,372	25,265	20 (2)
ラグナヴェール Sky Terr ace (さいたま市中央 区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	557,599	()	11,041	16,394	585,035	24 (6)
ラグナヴェール HIROSHI MA (広島市中区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	703,293	()	10,925	55,246	769,464	27 (5)
ラグナヴェール Atelier (東京都渋谷区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	537,846	()	13,576	34,791	586,214	17 (4)
ラヴィマーナ 神戸 (神戸市中央区)	ブライダル 関連事業	挙式・披露宴施設	130,962	()		17,834	148,797	54 (15)
本社 (東京都港区)		本社機能	47,658	()		24,805	72,463	197 (13)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、器具備品、一括償却資産を含んでおります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
3. 土地の全部を賃借しております。賃借している土地の面積は[]内に外数で記載しております。

4. 賃貸借契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容
ア・ラ・モード・パレ&ザ リゾート (神戸市東灘区)	挙式・披露宴施設
ラグナヴェール AOYAMA (東京都港区)	挙式・披露宴施設
ロザンジュイア (東京都港区)	土地
ラグナスイート名古屋 ホテル&ウェディング (名古屋市中区)	挙式・披露宴・宿泊施設
ラグナスイート新横浜 ホテル&ウェディング (横浜市港北区)	挙式・披露宴・宿泊施設
ラグナヴェール TOKYO (東京都中央区)	挙式・披露宴施設
アンジェリオン オ プラザ TOKYO (東京都中央区)	挙式・披露宴施設
ラグナヴェール NAGOYA (名古屋市東区)	挙式・披露宴施設
ザ マグナス TOKYO (東京都中央区)	挙式・披露宴施設
ラグナヴェール PREMIER (大阪市北区)	挙式・披露宴施設
ラグナヴェール OSAKA (大阪市北区)	挙式・披露宴施設
シャルマンシーナ TOKYO (東京都渋谷区)	挙式・披露宴施設
アルマリアン FUKUOKA (福岡市中央区)	挙式・披露宴施設
ラグナヴェール SENDAI (仙台市宮城野区)	挙式・披露宴施設
アルマリアン TOKYO (東京都豊島区)	挙式・披露宴施設
ルミヴェール TOKYO (東京都港区)	挙式・披露宴施設
セントレジェンダ OKINAWA (沖縄県北谷町)	土地
ラグナヴェール KANAZAWA (石川県金沢市)	挙式・披露宴施設
南青山サンタキアラ教会 (東京都港区)	挙式・披露宴施設
パラッツォ ドゥカーレ 麻布 (東京都港区)	挙式・披露宴施設
ラグナヴェール Sky Terrace (さいたま市中央区)	挙式・披露宴施設
ラグナヴェール HIROSHIMA (広島市中区)	挙式・披露宴施設
ラグナヴェール Atelier (東京都渋谷区)	挙式・披露宴施設
ラヴィマーナ 神戸 (神戸市中央区)	挙式・披露宴施設

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
株式会社渋谷	本社 (奈良県桜井市)	建築不動産 関連事業	本社機能 等	375,003	296,910 (3,065.75)		24,689	696,603	52

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、重要な改修の計画は以下のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設
該当事項はありません。
- (2) 重要な改修
該当事項はありません。
- (3) 重要な設備の除却
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	45,648,000
A種種類株式	3,000
計	45,648,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能株式総数の合計は45,651,000株であり、当社定款に定める発行可能株式総数45,648,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることは、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,786,500	13,786,500	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
A種種類株式	3,000	3,000	非上場	(注)2 1単元の株式数は1株であります。
計	13,789,500	13,789,500		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種種類株式の内容は以下のとおりです。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主とあわせて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、配当基準日が2023年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に7.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2023年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に10.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、2021年3月31日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数（但し、当該配当基準日が2021年3月末日に終了する事業年度に属する場合、かかる実日数から1日を減算する。）につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余

金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率10.0%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなかったものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2021年4月1日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める金額（以下「取得金額」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」という。）ができるものとし、金銭対価取得請求がなされた場合、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求の日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における分配可能額（会社法第461条第2項所定の分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、法令の許容する範囲内において、取得金額を当該A種種類株主に対して交付するものとする。なお、金銭対価取得請求日における分配可能額を超えて金銭対価取得請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式の数は、金銭対価取得請求が行われたA種種類株式の数に応じて按分比例した数とし、また、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、金銭対価取得請求が行われなかったものとみなす。

(2) 取得金額

(a) 基本取得金額

A種種類株式1株当たりの取得金額は、以下の算式によって計算される額（以下「基本取得金額」という。）とする。

（基本取得金額算式）

$$\text{基本取得金額} = \text{A種種類株式の1株当たりの払込金額} \times (1 + 0.1)^{m+n/365}$$

払込期日（同日を含む。）から金銭対価取得請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

(b) 控除価額

上記(a)にかかわらず、金銭対価取得請求日までの間に支払われたA種優先配当金（金銭対価取得請求日までの間に支払われたA種累積未払配当金相当額を含み、以下「取得請求前支払済配当金」という。）が存する場合には、A種種類株式1株当たりの取得金額は、次の算式に従って計算される控除

価額を上記(a)に定める基本取得金額から控除した額とする。なお、取得請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、取得請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本取得金額から控除する。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{取得請求前支払済配当金} \times (1 + 0.1)^{x+y/365}$$

取得請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

東京都港区西新橋二丁目14番1号興和西新橋ビルB棟

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2021年10月1日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、上記4.(2)に従い計算される取得金額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。

なお、本(2)においては、取得金額の計算における「金銭対価取得請求日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、取得金額を計算する。

また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

365円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、2021年4月1日以降、毎年3月31日及び9月30日(当該日が取引日でない場合には、翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当会社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、平均値は当該事由を勘案して合理的に調整される。)の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「修正後取得価額」という。)に修正される。但し、修正後取得価額が183円(但し、下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記の金額は下記(5)に準じて調整される。以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。

なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \text{分割前発行済普通株式数} \div \text{分割後発行済普通株式数}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \text{併合前発行済普通株式数} \div \text{併合後発行済普通株式数}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される

株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に普通株式を交付する場合を除く。）の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × (発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数 + (新たに発行する普通株式の数 × 1株当たり払込金額 ÷ 普通株式1株当たりの時価)) ÷ (発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数 + 新たに発行する普通株式の数)

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表さ

れた場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。

(e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(6)普通株式対価取得請求受付場所

東京都港区西新橋二丁目14番1号興和西新橋ビルB棟

(7)普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(8)普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1)取得条項の内容

当社は、2023年4月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該金銭対価償還日における分配可能額を限度として、法令の許容する範囲内において、下記(2)に定める金額(以下「償還価額」という。)の金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

(2)償還価額

(a)基本償還価額

A種種類株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額計算式)

$$\text{基本償還価額} = \text{A種種類株式の1株当たりの払込金額} \times (1 + 0.1)^{m + n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

(b)控除価額

上記(a)にかかわらず、金銭対価償還日までの間に支払われたA種優先配当金(金銭対価償還日までの間に支払われたA種累積未払配当金相当額を含み、以下「償還請求前支払済配当金」という。)が存在する場合には、A種種類株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される控除価額を上記(a)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を基本償還価額から控除する。

(控除価額計算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済配当金} \times (1 + 0.1)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済配当金の支払日(同日を含む。)から金銭対価償還日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1)当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2)当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3)当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

(1)A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。

(2)A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはありません。

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2011年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名 当社の従業員34名
新株予約権の数(個)	1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 300 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	335 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2013年8月16日 至 2021年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 335 資本組入額 168 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権割当契約書の定めによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 2012年7月27日開催の取締役会決議により、2012年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2012年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役2名 当社の従業員27名
新株予約権の数(個)	30
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	615 (注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2014年7月19日 至 2022年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 615 資本組入額 308 (注)3
新株予約権の行使の条件	新株予約権割当契約書の定めによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 当社が普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

3. 2012年7月27日開催の取締役会決議により、2012年9月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	2013年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名 当社の従業員41名
新株予約権の数(個)	134
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,013 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年3月29日 至 2023年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,013 資本組入額 507
新株予約権の行使の条件	新株予約権割当契約書の定めによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、譲渡、質入、担保の設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 当社が普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 本新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わないものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注1)	普通株式 69,300	普通株式 11,935,500	9,660	594,639	9,660	552,639
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注1)	普通株式 43,500	普通株式 11,979,000	11,493	606,132	11,493	564,132
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注1)	普通株式 3,000	普通株式 11,982,000	856	606,988	856	564,988
2019年4月1日～ 2020年3月31日 (注1)	普通株式 4,500	普通株式 11,986,500	890	607,879	890	565,879
2020年8月3日 (注2)	普通株式 1,800,000	普通株式 13,786,500	300,960	908,839	300,960	866,839
2021年3月31日 (注3)	普通株式 A種種類株式 3,000	普通株式 13,786,500 A種種類株式 3,000	1,500,000	2,408,839	1,500,000	2,366,839
2021年3月31日 (注4)		普通株式 13,786,500 A種種類株式 3,000	2,358,839	50,000	2,316,839	50,000

(注) 1. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当 普通株式 1,800,000株
発行価格 1株につき334.4円
資本組入額 1株につき167.2円
割当先 SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社

3. 有償第三者割当 A種種類株式 3,000株
発行価格 1株につき1,000,000円
資本組入額 1株につき500,000円
割当先 三井住友ファイナンス&リース株式会社

4. 2021年3月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2021年3月31日付で資本金の額を2,358,839,100円、資本準備金の額を2,316,839,100円減少し、同額を資本剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)		15	22	44	31	23	7,353	7,488	
所有株式数(単元)		6,806	4,091	44,037	13,192	179	69,514	137,819	4,600
所有株式数の割合(%)		4.94	2.97	31.95	9.57	0.13	50.44	100.00	

(注) 自己株式277,932株は、「個人その他」に2,779単元、「単元未満株式の状況」に32株含まれております。

A種種類株式

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				3,000				3,000	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
SBIファイナンシャルサービ シーズ株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	1,800,000	13.32
株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8	1,700,000	12.58
岩本 博	神奈川県川崎市中原区	1,029,900	7.62
渋谷 守浩	奈良県生駒市	763,600	5.65
有限会社ブロックス	東京都中央区銀座5丁目6-12	600,000	4.44
INTERACTIVE BR OKERS LLC (常任代理人 インタラクティ ブ・ブローカーズ証券株式 会社)	アメリカ合衆国・コネチカット州 (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	524,800	3.88
吉岡 裕之	大阪府東大阪市	302,000	2.24
株式会社 SHIBUTANI ホールディングス	奈良県生駒市菜畑町2313-451	250,000	1.85
JPMBL RE CREDIT SUISSE AG, SING APORE BRANCH CO LL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱U FJ銀行)	スイス・チューリッヒ (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済 事業部)	242,200	1.79
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	213,147	1.58
計		7,425,647	54.97

- (注) 1. 前事業年度末現在主要株主であった有限会社ブロックスは、当事業年度末では主要株主ではなくなり、SBIファイナンシャルサービシーズ株式会社、株式会社ティーケーピーが新たに主要株主となりました。
2. 2020年6月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社が2020年5月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ユナイテッド・マネージャ ーズ・ジャパン株式会社	東京都港区赤坂二丁目10番5号	585,900	4.89

所有議決権数別

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
SBIファイナンシャルサービ シーズ株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	18,000	13.33
株式会社ティーケーピー	東京都新宿区市谷八幡町8	17,000	12.59
岩本 博	神奈川県川崎市中原区	10,299	7.63
渋谷 守浩	奈良県生駒市	7,636	5.65
有限会社ブロックス	東京都中央区銀座5丁目6-12	6,000	4.44
INTERACTIVE BR OKERS LLC (常任代理人 インタラクティ ブ・ブローカーズ証券株式会 社)	アメリカ合衆国・コネチカット州 (東京都千代田区霞が関3丁目2番5号)	5,248	3.89
吉岡 裕之	大阪府東大阪市	3,020	2.24
株式会社 SHIBUTANI ホールディングス	奈良県生駒市菜畑町2313-451	2,500	1.85
JPMBL RE CREDIT SUISSE AG, SING APORE BRANCH CO LL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱U FJ銀行)	スイス・チューリッヒ (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済 事業部)	2,422	1.79
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	2,131	1.58
計		74,256	54.99

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 3,000		(1)株式の総数等に記載のとおり
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 277,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,504,000	135,040	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 4,600		
発行済株式総数	13,789,500		
総株主の議決権		135,040	

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社エスクリ	東京都港区西新橋二丁目14番 1号 興和西新橋ビルB棟	277,900		277,900	2.01
計		277,900		277,900	2.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価格の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
保有自己株式数	277,932		277,932	

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの取得株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、あわせて将来の利益成長及び事業規模の拡大のための投資を積極的に行うべく、財務基盤の強化のための内部留保の確保も重要と考えております。利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会であります。

当事業年度の配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が大幅に減少したことを受け、財務基盤の安定化を図ることが現状において最優先課題であるとの考えから、中間配当及び期末配当を無配といたしました。

また、次期の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、財務基盤の安定化を図ることを最優先とし、中間配当及び期末配当については無配といたします。

なお、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行う」旨及び「毎年9月30日を配当基準日として、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、顧客、株主、取引先、社員、社会というすべてのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得ることが企業価値を持続的に向上させていくことにつながると考えております。そのためには、経営の効率性と透明性を確保し、健全性の高い組織を構築することが必要不可欠であり、コーポレート・ガバナンスに対する取り組みが極めて重要であると考えております。そのため、当社は、社員全員が当社の基本的な価値観や倫理観を共有するために「企業行動規範」を制定し、周知徹底を図っております。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、株主を含めたすべてのステークホルダーの利益に適う経営の実現及び企業価値の向上を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督機能を強化することでコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、さらなる企業価値の向上に取り組むため、2021年6月23日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

各機関の内容は以下のとおりであります。

1. 取締役会

取締役会は、7名の取締役で構成しており、うち3名は社外取締役である監査等委員です。毎月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び諸規程に基づき、経営方針の決定、経営に関する重要事項の決議及び業務の進捗状況の報告を行っております。

(取締役会構成員の氏名等)

代表取締役 渋谷守浩、取締役 岩本博、吉瀬格、社外取締役 河野貴輝、社外取締役監査等委員 後藤 健、木村喬、角野里奈

2. 監査等委員会

監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成しております。取締役の職務の執行状況の監査のほか計算書類等の監査、監査報告の作成等の職務を担っており、内部監査部門や会計監査人等と連携して監査を実施しております。

(監査等委員会構成員の氏名等)

社外取締役監査等委員 後藤健、木村喬、角野里奈

3. 指名報酬委員会

当社は、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。委員の構成は、独立社外取締役2名、社内取締役1名(独立社外取締役が過半数)とし、委員長は、独立社外取締役が務めております。社外役員の知見及び助言を活かすとともに、取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続の透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

4. 経営会議

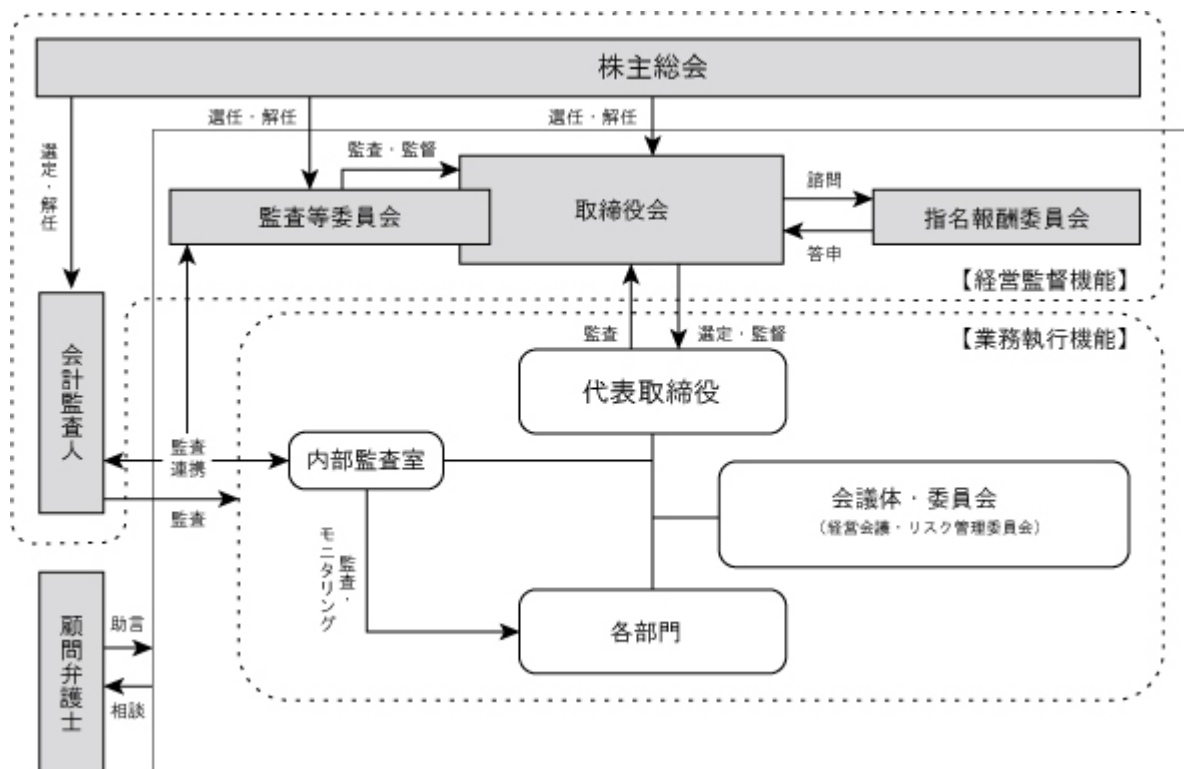
経営会議は、毎月2回開催し、社内取締役、執行役員等が出席して法令、定款及び諸規程に基づき重要事項の審議及び業務の進捗状況の報告及び確認が行われております。

5. 会計監査人

有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けており、2009年10月15日開催の株主総会において同監査法人を会計監査人として選任いたしました。

6. 内部監査室

全部門を対象に会計監査及び業務監査を実施しており、内部統制の有効性及び業務の執行状況について、社内諸規程やコンプライアンス面から監査を行っております。監査結果の報告を代表取締役にを行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォローアップ内部監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。



企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムといたしましては、以下の内容のとおり取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、この基本方針に基づいて、業務を適切かつ効率的に執行するために、社内諸規程により職務権限及び業務分掌を明確に定め、適切な内部統制が機能する体制を整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知徹底する。
 - (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令及び定款に定められた事項並びに一定の重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
 - (3) 取締役会は、「取締役会規程」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は法令、定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
 - (4) 取締役の業務執行が法令、定款及び定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査等委員会による監査を実施する。
 - (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
 - (6) 取締役及び使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、内部通報規程に従い報告する。
 - (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令及び定款違反を未然に防止する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役は常時これらの書類を閲覧できるようにする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生の可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また、「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項については、代表取締役や業務執行取締役や執行役員等で構成する経営会議で審議、検討及び情報の共有化を図り、経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性及び効率性の確保に努める。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取締役会又は経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的開催して業務効率化、法令遵守、諸法令改正への対応及びリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令及び定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施するとともに、内部通報制度を整備する。
6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととする。
 - (2) 前号の取締役及び使用人の他の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の人事については、取締役会と監査等委員会が意見交換を行い決定する。
 - (3) 第1号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人は、監査等委員である取締役の指示にのみ従い、監査等委員でない取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
 - (4) 当社の監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査等委員会に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況及び業務の状況を監査等委員会に報告する。さらに、内部通報があった場合、内部通報制度を担当する部署は内部通報の記録を監査等委員会に報告する。
 - (5) 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制
当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。
 - (6) 第4号及び第5号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した当社又は子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
 - (7) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
当社の監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
 - (8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人は説明を求められた場合には、監査等委員会に対して詳細に説明することとする。監査等委員は、会計監査人及び管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。
7. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
 - (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた

部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も断固として排除し、かつ、それらからの要求も断固として拒否する。警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

当社のリスク管理体制につきましては、危機管理規程に基づき、取締役会直属の機関としてリスク管理委員会を設置しており、各業務担当部門と密な連携をとることで、リスクの早期発見と未然防止を図っておりますが、緊急事態の発生に際しては、すみやかにその状況を把握、確認し、迅速かつ適切に処理するとともに、被害を最小限にするための体制を整備しております。

また、会社の存続に関わる事案等、特定の緊急事態の発生時には、代表取締役を委員長とする対策委員会を設置して、対応策を講じる体制となっております。

また、当社は、弁護士、司法書士、社会保険労務士及び税理士と顧問契約を締結することにより、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について、必要に応じて指導、助言を受ける体制を整えております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、コンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、役職員の行動規範を整備し、その基本方針としての企業倫理及び遵守指針としての行動指針を設けており、その一つとして反社会的勢力との絶縁を掲げております。社内体制としましては、反社会的勢力からの接触に対する対応部署を設け、マニュアルの整備及び周知徹底並びに警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、これらの主催する講習会等にも参加し、反社会的勢力に関する最新情報を収集し、組織的に適切な処置をとる体制を整えております。

取締役の員数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、当社の非業務執行取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員賠償責任保険の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社のすべての取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社の役員等としての職務の執行（不作為を含みます。）に起因して第三者訴訟、株主代表訴訟、会社訴訟等の損害賠償請求がなされたことにより負担することとなる損害や争訟費用等を補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的な違法行為を行った役員等自身の損害等は補填対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担しています。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議要件を緩和することにより、円滑な株主総会の運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会において決議することができる株主総会決議事項

1. 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

2. 中間配当

当社は、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

3. 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

4. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

種類株式の議決権の有無の差異及び内容の差異並びにその理由

普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。

A種種類株式は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。これは、資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 ファウンダー	岩本 博	1965年7月29日生	1989年4月 サントリー株式会社(現:サントリーホールディングス株式会社)入社 1991年5月 株式会社リクルート(現:株式会社リクルートホールディングス)入社 2003年6月 当社設立 当社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役会長兼社長 2016年4月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者 2018年3月 株式会社ビーロット社外取締役(現任) 2020年7月 当社取締役会長ファウンダー(現任)	(注3)	普通株式 1,029,900
代表取締役 社長CEO	渋谷 守浩	1966年6月18日生	1986年9月 渋谷木材工業株式会社(現:株式会社渋谷)取締役 2008年11月 株式会社渋谷代表取締役社長 2013年5月 当社入社 当社執行役員建築・内装事業担当 2013年6月 当社取締役兼専務執行役員建築・内装事業担当 2015年6月 当社代表取締役副社長 株式会社渋谷代表取締役会長 2016年4月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 2020年4月 株式会社渋谷代表取締役会長兼社長(現任) 2020年7月 当社代表取締役社長CEO(現任)	(注3)	普通株式 763,600
取締役CFO 管理本部長	吉瀬 格	1973年10月5日生	2014年11月 当社入社 2015年1月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー 2017年3月 当社管理本部長 2017年4月 当社執行役員管理本部長 2020年6月 当社取締役上級執行役員管理本部長 2020年7月 当社取締役CFO管理本部長(現任)	(注3)	
取締役	河野 貴輝	1972年10月13日生	1996年4月 伊藤忠商事株式会社入社 1999年8月 日本オンライン証券株式会社(現:auカブコム証券株式会社)出向 2000年3月 日本電子決済企画株式会社(現:楽天銀行株式会社)社長室長執行役員営業本部長 2005年8月 株式会社ティーケーピー設立 同社代表取締役社長(現任) 2014年10月 株式会社常盤軒フーズ代表取締役会長 2017年9月 株式会社メジャース代表取締役会長 2020年5月 日本リージャスホールディングス株式会社取締役 2020年11月 日本リージャスホールディングス株式会社代表取締役会長(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)	(注3)	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	後藤 健	1973年9月12日生	2001年2月 ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現: SBIインベストメント株式会社)入社 2011年3月 SBIインベストメント株式会社執行役員 2017年4月 SBIインベストメント株式会社取締役執行役員副社長(現任) 2017年6月 当社取締役 2017年9月 JAL SBIフィンテック株式会社取締役 (現任) 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注4)	
取締役 (監査等委員)	木村 喬	1979年7月24日生	2001年10月 新日本監査法人(現: EY新日本有限責任監査法人)入所 2012年7月 ベルウェザー総合会計事務所設立 同所代表 株式会社ベルウェザー設立 同社代表取締役 (現任) 2014年11月 やまと監査法人設立 同所代表社員(現任) 2014年12月 フィンテックグローバル株式会社 社外取締役 2017年1月 やまと税理士法人設立 同所代表社員(現任) 2017年6月 当社取締役 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注4)	
取締役 (監査等委員)	角野 里奈	1980年3月12日生	2002年10月 中央青山監査法人入所 2007年8月 PwCアドバイザリー株式会社(現: PwCアドバイザリー合同会社)入社 2011年7月 株式会社KPMG FAS入社 2013年6月 株式会社リクルートホールディングス入社 2018年6月 八面六臂株式会社常勤監査役(現任) 2018年10月 角野里奈公認会計士事務所設立同所所長(現任) 2020年1月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員(現任) 2020年7月 当社監査役 2020年9月 株式会社サウンドファン監査役(現任) 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注4)	
計					普通株式 1,793,500

- (注) 1. 2021年6月23日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日をもって監査等委員会設置会社へ移行しました。
2. 取締役河野貴輝並びに監査等委員である取締役後藤健、木村喬及び角野里奈は、社外取締役であります。
3. 2021年6月23日開催の定時株主総会から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 2021年6月23日開催の定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 監査等委員である取締役角野里奈の戸籍上の氏名は岡田里奈であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役河野貴輝氏は、株式会社ティーケーピー代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の主要株主であります。また、当社と同社との間には、それぞれが運営する施設における宴会等に係る送客又は販売委託に関する業務提携及び当社の商品に関する売買等の取引があります。経営者としての豊富な知識と幅広い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。

社外取締役後藤健氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係はありません。経営者としての豊富な知識と幅広い見識を有していることから、社外取締役に選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外取締役木村喬氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係はありません。公認会計士として財務、会計及び税務に精通しており豊富な知見を有していることから、社外取締役に選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外取締役角野里奈氏と当社との間には、人的関係、資本的关系又は取引関係はありません。公認会計士として財務、会計及び税務に精通しており豊富な知見を有していることから、社外取締役に選任しております。なお、同氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

当社は、社外取締役に選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めてはおりませんが、東京証券取引所が定める独立性の判断基準を参考にすることで、一般株主と利益相反のおそれがない独立性の高い社外取締役の確保に努めています。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行い、経営の監督を行っております。

監査等委員は、適宜、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、連携を保つことで、監督又は監査の有効性、効率性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は、2021年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき監査等委員会設置会社へ移行いたしましたが、当事業年度においては監査役会設置会社であることから、当社における監査役監査は、監査役制度を採用しております。なお、監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、3名とも社外監査役であります。

監査役監査につきましては、監査役が取締役会及びその他の社内会議に出席するほか、各取締役及び重要な使用人との面談及び各事業部門に対する業務監査を通じて、取締役の職務執行について監査を行っております。

当事業年度において当社の監査役会の開催回数と個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
吉澤 尚	16	16
中山 寿英	16	13
角野 里奈	11	11

監査役会における主な共有・検討事項は、次のとおりであります。

- ・ 監査方針・監査計画について
- ・ 会計監査人に関する評価及び再任・不信任について
- ・ 監査役選任議案の株主総会への請求について
- ・ 監査報告書について
- ・ 継続監査の状況について
- ・ 取締役会議案及び書類の調査について
- ・ 監査上の主要な検討事項の選定について

常勤の監査役の主な活動は、次のとおりであります。

- ・ 取締役会及びその他の社内会議への出席
- ・ 各取締役及び重要な使用人との面談
- ・ 重要な決裁書類等の閲覧

- ・取締役会、監査役会での意見の表明
- ・本社、事業所及び子会社への往査
- ・非常勤監査役との連携
- ・内部監査室との連携
- ・三様監査（監査役・会計監査人・内部監査）会議への出席

なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、会計監査人との連携はオンラインによるテレビ会議を実施しました。また、重要な決裁書類等の閲覧等については、在宅にて社内サーバーへリモートアクセスを行い、計画通り監査活動を実施しました。

内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室（1名）を設置し、全部門を対象に会計監査及び業務監査を実施しており、内部統制の有効性及び業務の執行状況について、社内諸規程やコンプライアンス面から監査を行っております。監査結果の報告を代表取締役に行い、内部監査で発見された問題点に基づき改善指示がなされた場合には、フォローアップ内部監査の実施により、改善状況の確認を随時行っております。また、内部監査室から内部監査の状況に関して監査役会へ報告を行うとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。さらに、監査役、会計監査人及び内部監査室による四半期に一度の定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

14年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 中川 正行

指定有限責任社員 業務執行社員 萬 政広

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、会計士試験合格者5名、その他14名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針といたしましては、会計監査人の能力（専門性）、組織及び体制（審査体制を含む）、監査の品質、独立性等を選定基準として設けており、一定の基準を満たしているため選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会にて会計監査人の能力（専門性）、組織及び体制（審査体制を含む）、監査の品質、独立性等を総合的に評価し、勘案した結果、再任するという決議をしております。

監査報酬の内容等

a. 公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,000		40,000	
連結子会社				
計	32,000		40,000	

b. 監査公認会計士等と同一ネットワークに対する報酬 (aを除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等の諸要素を勘案し、また、当社の事業規模等を考慮して監査報酬額を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提出した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399 条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、報酬額は妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（以下「決定方針」といいます。）に係る事項

a. 決定方針の決定の方法

当社は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会による審議を行った上で、同委員会の答申を踏まえ、取締役会決議によって決定しております。

b. 決定方針の概要

・基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

・固定報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとする。基本報酬の額は、株主総会で決定された報酬の範囲内で、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会で審議し、同委員会から答申を受けた取締役会が当該答申に基づき決定するものとする。

c. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も、同委員会の答申内容に基づき、個人別の報酬等の内容が、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価及び従業員給与の水準等を考慮して決定されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

d. 役員の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議されております（使用人分給与は含まない）。監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月23日開催の定時株主総会において、年額25百万円以内と決議されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役除く。)	116,975	116,975			3
監査役 (社外監査役除く。)	1,500	1,500			1
社外役員	18,180	18,180			5

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,130,218	6,723,607
受取手形及び売掛金	263,475	135,353
完成工事未収入金	184,383	724,319
販売用不動産	816,508	420,645
商品及び製品	272,243	269,122
原材料及び貯蔵品	71,839	62,267
未成工事支出金	25,070	57,958
その他	759,337	962,038
貸倒引当金	23,785	38,829
流動資産合計	6,499,289	9,316,483
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,778,317	7,186,774
工具、器具及び備品（純額）	774,130	621,358
土地	940,926	940,926
リース資産（純額）	561,485	329,464
建設仮勘定	31,596	10,843
その他	31,988	28,719
有形固定資産合計	2 11,118,444	2 9,118,087
無形固定資産		
のれん	231	
その他	46,447	79,451
無形固定資産合計	46,678	79,451
投資その他の資産		
敷金及び保証金	3,679,405	3,639,927
繰延税金資産	1,569,273	3,673,003
その他	1 343,216	1 344,847
貸倒引当金	27,532	28,999
投資その他の資産合計	5,564,362	7,628,780
固定資産合計	16,729,486	16,826,319
資産合計	23,228,775	26,142,802

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,072,953	803,846
短期借入金	300,000	3,143,500
1年内返済予定の長期借入金	1,874,221	2,039,344
未払金	1,004,761	850,523
前受金	2,356,589	2,865,079
未払法人税等	283,740	8,844
その他	1,572,651	2,343,659
流動負債合計	8,464,918	12,054,799
固定負債		
社債	330,000	270,000
長期借入金	3,781,772	5,119,692
リース債務	548,464	464,432
資産除去債務	2,544,095	2,562,926
その他	80,554	105,934
固定負債合計	7,284,886	8,522,984
負債合計	15,749,804	20,577,784
純資産の部		
株主資本		
資本金	607,879	50,000
資本剰余金	565,879	4,725,678
利益剰余金	6,499,745	989,502
自己株式	192,485	192,485
株主資本合計	7,481,017	5,572,695
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	127	2,584
為替換算調整勘定	4,681	12,876
その他の包括利益累計額合計	4,809	10,291
新株予約権	2,763	2,614
純資産合計	7,478,971	5,565,018
負債純資産合計	23,228,775	26,142,802

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	31,430,384	12,941,549
売上原価	13,485,943	7,709,754
売上総利益	17,944,440	5,231,795
販売費及び一般管理費	1 16,397,662	1 11,632,839
営業利益又は営業損失()	1,546,777	6,401,044
営業外収益		
為替差益		7,039
受取保険金	15,705	52
リース債務免除益		13,932
助成金収入	20,416	22,887
損害賠償収入	26,896	
その他	11,421	19,374
営業外収益合計	74,440	63,286
営業外費用		
支払利息	64,763	79,518
支払手数料	987	7,928
金融手数料	2,536	83,255
株式交付費		144,886
災害による損失	26,808	
その他	26,808	30,811
営業外費用合計	121,904	346,399
経常利益又は経常損失()	1,499,314	6,684,158
特別利益		
新株予約権戻入益	53	148
雇用調整助成金		1,350,474
特別利益合計	53	1,350,623
特別損失		
減損損失	2 750,198	2 854,547
新型コロナウイルス感染症による損失		1,657,179
特別損失合計	750,198	2,511,726
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失()	749,168	7,845,261
法人税、住民税及び事業税	573,332	324,121
法人税等調整額	280,030	2,104,565
法人税等合計	293,301	2,428,687
当期純利益又は当期純損失()	455,866	5,416,574
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失()	455,866	5,416,574

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純利益又は当期純損失()	455,866	5,416,574
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	375	2,712
為替換算調整勘定	14	8,194
その他の包括利益合計	1 390	1 5,481
包括利益	455,476	5,422,056
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	455,476	5,422,056

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	606,988	564,988	6,208,963	64,041	7,316,899
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	890	890			1,780
剰余金の配当			165,084		165,084
親会社株主に帰属する当期純利益			455,866		455,866
減資					
自己株式の取得				128,443	128,443
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	890	890	290,781	128,443	164,118
当期末残高	607,879	565,879	6,499,745	192,485	7,481,017

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	247	4,666	4,418	3,521	7,316,002
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					1,780
剰余金の配当					165,084
親会社株主に帰属する当期純利益					455,866
減資					
自己株式の取得					128,443
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	375	14	390	758	1,149
当期変動額合計	375	14	390	758	162,969
当期末残高	127	4,681	4,809	2,763	7,478,971

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	607,879	565,879	6,499,745	192,485	7,481,017
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,800,960	1,800,960			3,601,920
剰余金の配当			93,668		93,668
親会社株主に帰属する当期純損失()			5,416,574		5,416,574
減資	2,358,839	2,358,839			
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	557,879	4,159,799	5,510,242		1,908,322
当期末残高	50,000	4,725,678	989,502	192,485	5,572,695

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	127	4,681	4,809	2,763	7,478,971
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					3,601,920
剰余金の配当					93,668
親会社株主に帰属する当期純損失()					5,416,574
減資					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,712	8,194	5,481	148	5,630
当期変動額合計	2,712	8,194	5,481	148	1,913,953
当期末残高	2,584	12,876	10,291	2,614	5,565,018

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	749,168	7,845,261
減価償却費	1,572,170	1,364,379
減損損失	750,198	854,547
新型コロナウイルス感染症による損失		1,657,179
のれん償却額	924	125
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,885	16,510
受取利息及び受取配当金	1,387	1,162
新株予約権戻入益	53	148
雇用調整助成金		1,350,474
助成金収入	20,416	22,887
受取保険金	15,705	52
リース債務免除益		13,932
損害賠償収入	26,896	
支払利息	64,763	79,518
支払手数料	987	7,928
金融手数料	2,536	83,255
株式交付費		144,886
災害による損失	26,808	
売上債権の増減額(は増加)	207,403	412,290
たな卸資産の増減額(は増加)	26,682	410,896
未成工事支出金等の増減額(は増加)	93,964	32,887
仕入債務の増減額(は減少)	430,104	23,485
前受金の増減額(は減少)	681,196	508,151
未払金の増減額(は減少)	3,157	153,962
その他	47,926	535,779
小計	3,671,760	4,193,387
利息及び配当金の受取額	1,323	964
利息の支払額	65,499	80,399
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	725,351	31,490
雇用調整助成金の受取額		1,245,045
助成金の受取額	20,416	22,887
保険金の受取額	15,705	52
新型コロナウイルス感染症による損失の支払額		1,456,739
損害賠償金の受取額	26,896	
災害損失の支払額	26,808	
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,918,443	4,493,066
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,021,636	378,862
資産除去債務の履行による支出	18,100	21,654
無形固定資産の取得による支出	5,887	51,070
事業譲受による支出	100,000	
敷金及び保証金の差入による支出	54,621	5,168
敷金及び保証金の回収による収入	16	7,250
その他	3,249	48,865
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,203,478	400,640

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	300,000	2,843,500
長期借入れによる収入	400,000	3,730,000
株式の発行による収入		3,457,033
新株予約権の行使による株式の発行による収入	1,507	
長期借入金の返済による支出	2,594,432	2,226,956
社債の償還による支出	60,000	60,000
リース債務の返済による支出	93,786	86,446
配当金の支払額	165,263	93,699
その他	135,966	76,240
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,347,942	7,487,191
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,108	108
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	634,086	2,593,376
現金及び現金同等物の期首残高	4,568,351	3,934,264
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,934,264	1 6,527,640

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

5社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

ESCRI THAWAII INC.

愛思禮婚禮股份有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

株式会社ストーリーア

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等

持分法非適用の会社等 1社

主要な会社等の名称

株式会社ストーリーア

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額資産減価償却については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地契約による借地上の建物、及び賃貸契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～35年
工具、器具及び備品	2～20年

また、2007年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)、その他の工事については工事完成基準によっております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 3,673,003千円

(2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上しています。

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。

回収が見込まれる金額の算定において、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づく、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジューリングは、以下の仮定をおいて見積もっています。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、一部地域においてまん延防止等重点措置が実施されており、2021年4月には三度目の緊急事態宣言が発令されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いているものの、政府・自治体からの制限要請（酒類提供の禁止、収容人数制限等）があるなかで、挙式披露宴においては、日程変更が一部発生するものの、キャンセル数は少なく、高い挙式実施率で進捗しております。また新型コロナウイルス感染症拡大前の受注残高水準を維持しております。

2022年3月期においても新型コロナウイルス感染症の影響を受けるものの、新型コロナウイルスのワクチン接種が広がり始め、徐々に受注状況が回復するものと想定しております。

しかしながら緊急事態宣言等の解除時期並びに政府・自治体からの制限要請内容によっては、受注の減少、挙式披露宴の日程変更及びキャンセルの発生により売上高が減少し、課税所得に影響を及ぼす可能性があります。

2. プライダル事業に係る資産の減損

(1) 連結財務諸表に計上した金額

建物及び構築物 7,186,774千円

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、プライダル事業を営むために、内装備品などの資産を保有しています。

このプライダル事業の資産グループについては、当連結会計年度において、「連結損益計算書」の注記事項「減損損失」に記載のとおり、使用価値を回収可能価額として、減損損失854,547千円を認識しています。

この使用価値は、以下の仮定をおいて見積もっています。

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたって、資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

資産の帳簿価額と回収可能価額を比較し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を計上することとなります。回収可能価額は、主に割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定しており、算定に際しては、資産の耐用年数や将来のキャッシュ・フロー、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、事業計画や市場環境の変化により、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. (収益認識に関する会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

2. (時価の算定に関する会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員)

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

「金融商品に関する会計基準」における金融商品

「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち240,000千円(2015年3月25日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の連結貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末又は2014年3月期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

各連結会計年度及び事業年度の末日において、連結及び単体それぞれの損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

なお、については、財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持しており継続的な支援が得られるものと考えているため、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見込みであります。

(2) 長期借入金のうち300,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

なお、については、財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持しており継続的な支援が得られるものと考えているため、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見込みであります。

(3) 短期借入金のうち1,506,000千円(2020年7月15日付コミットメントライン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を負の値としないこと。

(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資その他の資産 その他(株式)	173,568千円	173,568千円

- 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	10,020,864千円	11,408,882千円

- 3 当社及び連結子会社(株式会社渋谷)においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	1,200,000千円	8,300,000千円
借入実行残高	300,000	2,806,000
差引額	900,000	5,494,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
広告宣伝費	3,558,445千円	1,773,603千円
給料手当	3,191,679	2,408,256
地代家賃	4,061,408	3,443,540
減価償却費	1,402,040	1,215,973

2 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	金額
ラグナヴェール S E N D A I	事業用資産	建物及び構築物他	509,811
ラグナスイート新横浜 ホテル&ウェディング	事業用資産	建物及び構築物他	180,207
ラグナヴェール A O Y A M A	事業用資産	建物及び構築物他	18,157
セントミッシェル ガーデンウエディング	事業用資産	建物及び構築物他	2,958
ハワイ	事業用資産	建物及び構築物他	25,877
台湾	事業用資産	建物及び構築物他	13,187

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	691,983千円
工具、器具及び備品	42,134千円
リース資産	6,309千円
その他	9,772千円
合計	750,198千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローを7.9%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについては、回収可能価額をゼロとして評価しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	金額
ラグナヴェール SENDAI	事業用資産	建物及び構築物他	327,883
ラグナスイート 新横浜 ホテル&ウェディ ング	事業用資産	建物及び構築物他	1,144
祥雲閣	事業用資産	建物及び構築物他	209,076
涓水苑	事業用資産	建物及び構築物他	4,929
ラ・ブランシュ 富山	事業用資産	建物及び構築物他	182,571
セントポーリア教会 シャ ルム・ド・ナチュール	事業用資産	建物及び構築物他	25,865
クイーンズコート グラン シャリオ	事業用資産	建物及び構築物他	103,075

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	665,889千円
工具、器具及び備品	35,634千円
リース資産	151,255千円
その他	1,766千円
合計	854,547千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しております。なお、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについて、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	351千円	3,548千円
組替調整額		
税効果調整前	351	3,548
税効果額	23	835
その他有価証券評価差額金	375	2,712
為替換算調整勘定		
当期発生額	14	8,194
その他の包括利益合計	390	5,481

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	11,982,000	4,500		11,986,500
合計	11,982,000	4,500		11,986,500
自己株式				
普通株式	101,945	175,987		277,932
合計	101,945	175,987		277,932

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加4,500株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加175,987株は、自己株式の買取による増加175,900株及び単元未満株式の買取による増加87株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権						2,763
合計							2,763

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	71,280	6.00	2019年3月31日	2019年6月4日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	93,804	8.00	2019年9月30日	2019年12月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月29日 取締役会	普通株式	93,668	利益剰余金	8.00	2020年3月31日	2020年6月10日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	11,986,500	1,800,000		13,786,500
A種種類株式(注)		3,000		3,000
合計	11,986,500	1,803,000		13,789,500
自己株式				
普通株式	277,932			277,932
合計	277,932			277,932

(注)普通株式及びA種種類株式の発行済株式総数の増加は、第三者割当によるものあります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権						2,614
合計							2,614

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金 の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月29日 取締役会	普通株式	93,668	利益剰余金	8.00	2020年3月31日	2020年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	4,130,218千円	6,723,607千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	195,953	195,966
現金及び現金同等物	3,934,264	6,527,640

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	2,692,910千円	2,415,710千円
1年超	9,814,399	7,716,261
合計	12,507,310	10,131,972

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にプライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務経理部において、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、財務経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

これらの営業債務、社債、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,130,218	4,130,218	
(2) 受取手形及び売掛金	263,475	263,475	
(3) 完成工事未収入金	184,383	184,383	
(4) 敷金及び保証金	3,679,405	3,635,372	44,033
資産計	8,257,482	8,213,449	44,033
(1) 支払手形及び買掛金	1,072,953	1,072,953	
(2) 短期借入金	300,000	300,000	
(3) 未払金	1,004,761	1,004,761	
(4) 未払法人税等	283,740	283,740	
(5) 社債 1	390,000	386,302	3,697
(6) 長期借入金 2	5,655,994	5,708,939	52,945
(7) リース債務 3	642,854	638,925	3,929
負債計	9,350,304	9,395,622	45,318

1 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

3 リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,723,607	6,723,607	
(2) 受取手形及び売掛金	135,353	135,353	
(3) 完成工事未収入金	724,319	724,319	
(4) 敷金及び保証金	3,639,927	3,611,551	28,375
資産計	11,223,209	11,194,833	28,375
(1) 支払手形及び買掛金	803,846	803,846	
(2) 短期借入金	3,143,500	3,143,500	
(3) 未払金	850,523	850,523	
(4) 未払法人税等	8,844	8,844	
(5) 社債 1	330,000	325,273	4,726
(6) 長期借入金 2	7,159,037	6,985,785	173,251
(7) リース債務 3	559,856	556,532	3,323
負債計	12,855,607	12,674,306	181,301

1 1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

2 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

3 リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレート等利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債、(6) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の社債発行及び借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利によるものは、短期の市場金利に連動していること、また当社の信用状況に大きな変化はないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。ただし、金利スワップの特例対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(7) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,130,218			
受取手形及び売掛金	263,475			
完成工事未収入金	184,383			
敷金及び保証金	187,577	1,188,139	942,076	1,361,612
合計	4,765,654	1,188,139	942,076	1,361,612

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,723,607			
受取手形及び売掛金	135,353			
完成工事未収入金	724,319			
敷金及び保証金	520,564	985,664	972,086	1,161,612
合計	8,103,846	985,664	972,086	1,161,612

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000					
社債	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	90,000
長期借入金	1,874,221	1,483,824	798,578	458,254	332,814	708,300
リース債務	94,390	95,557	87,984	82,705	80,127	202,088
合計	2,328,612	1,639,382	946,563	600,959	472,941	1,000,388

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,143,500					
社債	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	30,000
長期借入金	2,039,344	1,405,298	1,040,868	898,183	579,700	1,195,642
リース債務	95,424	94,652	84,778	82,214	71,848	130,939
合計	5,338,269	1,559,951	1,185,646	1,040,397	711,548	1,356,581

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	321,977	128,610	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	128,610	35,737	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは前連結会計年度より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度54百万円、当連結会計年度40百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	432千円	千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
新株予約権戻入益	53千円	148千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回 新株予約権	第10回 新株予約権	第12回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員34名	当社取締役2名 当社従業員27名	当社取締役1名 当社従業員41名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 270,000株	普通株式 150,000株	普通株式 33,000株
付与日	2011年8月15日	2012年7月18日	2014年3月28日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2013年8月16日 至 2021年6月23日	自 2014年7月19日 至 2022年6月25日	自 2016年3月29日 至 2023年6月25日

	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員64名 当社子会社取締役2名 当社子会社従業員8名	当社従業員15名
株式の種類別のストック・オプション の数(注)	普通株式 338,000株	普通株式 80,000株
付与日	2019年3月6日	2020年3月4日
権利確定条件	定めておりません。	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2021年2月20日 至 2029年2月19日	自 2022年2月19日 至 2030年2月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。

2012年9月1日付株式分割(1株につき3株)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回 新株予約権	第10回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	300	9,000	14,800
権利確定			
権利行使			
失効			1,400
未行使残	300	9,000	13,400

	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	334,000	80,000
付与		
失効	334,000	80,000
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		

(注) 2012年9月1日付株式分割(1株につき3株)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第7回 新株予約権	第10回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利行使価格 (円)	335	615	1,013
行使時平均株価 (円)			
付与日における公正な評価単価 (円)	61	131	106

	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
権利行使価格 (円)	648	770
行使時平均株価 (円)		
付与日における公正な評価単価 (円)	176	112.28

(注) 2012年9月1日付株式分割(1株につき3株)による分割後の価格に換算して記載しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	73,640 千円	53,617 千円
未払事業税	27,570	690
未払事業所税	13,687	16,366
販売用不動産評価損	91,343	51,928
リース債務	168,717	160,941
税務上の繰越欠損金 (注) 2	22,499	2,063,898
減価償却超過額	1,324,109	13,619
資産除去債務	828,330	923,922
減損損失		1,641,615
退職給付費用	1,586	1,640
連結手続上消去された未実現利益	59,287	50,377
貸倒引当金		22,498
その他	105,794	94,366
小計	2,716,567	5,095,483
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	632,126	844,229
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2		126,049
評価性引当額小計 (注) 1	632,126	970,278
繰延税金資産計	2,084,440	4,125,204
繰延税金負債		
全面時価評価法による評価差額	18,674	
工事進行基準	1,497	18,676
資産除去債務に対応する除却費用	331,649	293,673
リース資産	157,205	97,126
その他	6,138	42,724
繰延税金負債計	515,166	452,200
繰延税金資産純額	1,569,273	3,673,003

(注) 1. 評価性引当額の増加の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大による翌連結会計年度以降の課税所得への影響を見積り、織り込んだことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計
税務上の繰越欠損金(a)						2,063,898	2,063,898
評価性引当額						126,049	126,049
繰延税金資産						1,937,849	1,937,849 (b)

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金2,063百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産1,937百万円を計上しております。当該繰延税金資産は、当社グループにおける税務上の繰越欠損金の残高の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みに基づき回収可能と判断した残高について繰延税金資産を認識しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62 %	34.59 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.12	0.17
住民税均等割等	4.15	0.38
税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	0.03	2.37
評価性引当額の増減	2.50	8.67
親会社との税率差異	0.71	0.23
その他	0.63	3.44
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.33	30.96

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

挙式・披露宴施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～30年と見積り、割引率は0.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	2,525,830千円	2,544,095千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10,385	16,400
時の経過による調整額	25,759	22,911
資産除去債務の履行による減少額	17,838	23,932
その他増減額(は減少)	41	3,452
期末残高	2,544,095	2,562,926

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループのセグメントについては、事業の種類別に構成されており「ブライダル関連事業」及び「建築不動産関連事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「ブライダル関連事業」は、直営施設及び提携施設を通じた挙式・披露宴の企画・運営等のブライダルサービス、ホテルスタイルの施設を通じた宿泊サービス、レストランスタイルの施設を通じたレストランサービス、各種パーティーの企画・運営の宴会サービスの提供等を行っております。

「建築不動産関連事業」は、飲食店や小売店を中心とした施設の内外装工事の請負及び設計監理業務、戸建住宅やマンションの建築、コンテナ事業、コンサルティングサービス等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結損益計 算書計上額 (注) 2
	ブライダル 関連	建築不動産 関連	計			
売上高						
外部顧客への売上高	28,115,509	3,314,874	31,430,384	31,430,384		31,430,384
セグメント間の内部売上 高又は振替高		1,139,500	1,139,500	1,139,500	1,139,500	
計	28,115,509	4,454,375	32,569,884	32,569,884	1,139,500	31,430,384
セグメント利益	2,480,866	135,126	2,615,992	2,615,992	1,069,214	1,546,777
セグメント資産	16,733,301	4,331,522	21,064,824	21,064,824	2,163,951	23,228,775
その他の項目						
減価償却費	1,511,475	31,332	1,542,807	1,542,807	29,363	1,572,170
減損損失	757,061		757,061	757,061	6,862	750,198
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	1,205,682	26,870	1,232,552	1,232,552	5,172	1,227,380

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 1,069,214千円は、未実現利益の調整額21,543千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,090,758千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額2,163,951千円は、未実現利益の調整額13,817千円、各セグメントに配分していない全社資産2,150,133千円であり、該当全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。
 - (3) その他の項目の調整額のうち減価償却費の調整額29,363千円は未実現利益の調整額 21,543千円、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費50,906千円であり、減損損失の調整額 6,862千円は、未実現利益の調整額であり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 5,172千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の額であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結損益計 算書計上額 (注) 2
	プライダル 関連	建築不動産 関連	計			
売上高						
外部顧客への売上高	9,167,539	3,774,010	12,941,549	12,941,549		12,941,549
セグメント間の内部売上 高又は振替高	249	466,379	466,629	466,629	466,629	
計	9,167,789	4,240,389	13,408,179	13,408,179	466,629	12,941,549
セグメント利益又は損失 ()	5,650,008	38,549	5,611,459	5,611,459	789,585	6,401,044
セグメント資産	16,988,348	5,144,889	22,133,238	22,133,238	4,009,564	26,142,802
その他の項目						
減価償却費	1,272,919	57,053	1,329,973	1,329,973	34,406	1,364,379
減損損失	859,076		859,076	859,076	4,529	854,547
有形固定資産及び無形固 定資産の増加額	421,465	9,490	430,956	430,956	22,254	453,210

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失()の調整額 789,585千円は、未実現利益の調整額17,854千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 807,439千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額4,009,564千円は、未実現利益の調整額18,284千円、各報告セグメントに配分していない全社資産3,991,280千円であり、該当全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。
- (3) その他の項目の調整額のうち減価償却費の調整額34,406千円は未実現利益の調整額 17,854千円、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費52,261千円であり、減損損失の調整額 4,529千円は、未実現利益の調整額であり、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額22,254千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の額であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	渋谷 守浩			当社 代表取締役	(被所有) 直接 0.0	土地の賃借	土地の賃借	13,200	前払費用	1,100

(注) 1. 不動産の賃貸については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づいて決定しております。

2. 上記の金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	渋谷 守浩			当社 代表取締役	(被所有) 直接 0.0	土地の賃借	土地の賃借	13,200	前払費用	1,100

(注) 1. 不動産の賃貸については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づいて決定しております。
2. 上記の金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	638.52円	411.77円
1株当たり当期純利益金額	38.79円	419.99円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	38.78円	円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	455,866	5,416,574
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	455,866	5,416,574
普通株式の期中平均株式数(株)	11,752,042	12,897,061
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	3,332	27
(うち新株予約権)(株)	(3,332)	(27)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第12回新株予約権 148個	第10回新株予約権 30個 第12回新株予約権 134個

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社エスクリ	第1回無担保社債	2016年 9月30日	390,000	330,000 (60,000)	0.11	無	2026年 9月30日
合計			390,000	330,000 (60,000)			

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
60,000	60,000	60,000	60,000	60,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	300,000	3,143,500	0.51	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,874,221	2,039,344	0.50	
1年以内に返済予定のリース債務	94,390	95,424		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,781,772	5,119,692		2022年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	548,464	464,432		2022年～2029年
合計	6,598,848	10,862,393		

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. リース債務、長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	94,652	84,778	82,214	71,848
長期借入金	1,405,298	1,040,868	898,183	579,700

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	879,290	3,447,318	7,950,992	12,941,549
税金等調整前四半期(当期)純損失() (千円)	2,663,334	4,619,806	5,505,175	7,845,261
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (千円)	1,877,748	3,244,968	4,074,009	5,416,574
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	160.37	264.06	320.87	419.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	160.37	106.29	61.37	143.24

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,460,848	3,986,061
売掛金	1 80,249	1 60,380
原材料及び貯蔵品	121,057	104,814
前払費用	440,675	1 339,197
貸倒引当金	19,366	31,744
その他	1 340,719	1 513,049
流動資産合計	3,424,183	4,971,758
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,135,621	6,031,532
構築物（純額）	291,830	263,791
車両運搬具（純額）	11,433	7,574
工具、器具及び備品（純額）	694,347	595,282
リース資産（純額）	403,685	346,721
建設仮勘定	4,752	
有形固定資産合計	8,541,671	7,244,903
無形固定資産		
ソフトウェア	42,716	30,903
その他		36,065
無形固定資産合計	42,716	66,969
投資その他の資産		
関係会社株式	1,629,787	1,479,787
長期前払費用	11,888	3,024
関係会社長期貸付金	1,133,000	1,622,000
敷金及び保証金	3,447,343	3,420,299
繰延税金資産	1,450,026	3,632,969
貸倒引当金	151,937	1,165,179
その他	12,870	13,195
投資その他の資産合計	7,532,977	9,006,097
固定資産合計	16,117,366	16,317,969
資産合計	19,541,549	21,289,728

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 623,385	1 441,704
1年内返済予定の長期借入金	1,384,901	1,334,667
リース債務	63,556	63,631
未払金	1 947,554	1 790,792
短期借入金	300,000	3,143,500
未払費用	657,155	863,536
未払法人税等	275,586	
未払消費税等	143,986	
前受金	2,178,403	2,571,183
預り金	103,039	489,608
その他	1 131,084	1 74,510
流動負債合計	6,808,653	9,773,133
固定負債		
社債	330,000	270,000
長期借入金	2,945,460	3,761,148
リース債務	392,320	334,866
資産除去債務	2,154,220	2,172,725
その他	56,724	82,103
固定負債合計	5,878,725	6,620,843
負債合計	12,687,378	16,393,977
純資産の部		
株主資本		
資本金	607,879	50,000
資本剰余金		
資本準備金	565,879	50,000
その他資本剰余金		4,675,678
資本剰余金合計	565,879	4,725,678
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,870,134	309,943
利益剰余金合計	5,870,134	309,943
自己株式	192,485	192,485
株主資本合計	6,851,407	4,893,136
新株予約権	2,763	2,614
純資産合計	6,854,170	4,895,750
負債純資産合計	19,541,549	21,289,728

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	25,338,395	8,066,784
売上原価	9,276,244	3,790,835
売上総利益	16,062,151	4,275,949
販売費及び一般管理費	1 14,641,658	1 10,204,421
営業利益又は営業損失()	1,420,492	5,928,471
営業外収益		
受取利息	2 14,611	2 18,734
助成金収入	20,000	11,399
受取保険金	8,071	52
その他	4,939	9,449
営業外収益合計	47,622	39,635
営業外費用		
支払利息	54,856	69,932
支払手数料	987	7,928
金融手数料	2,536	83,255
株式交付費		144,886
災害による損失	25,899	
その他	7,113	19,330
営業外費用合計	91,392	325,332
経常利益又は経常損失()	1,376,722	6,214,168
特別利益		
雇用調整助成金		1,278,132
新株予約権戻入益	53	148
特別利益合計	53	1,278,281
特別損失		
減損損失	715,038	333,557
関係会社株式評価損	115,209	149,999
関係会社貸倒引当金繰入額	151,937	1,011,331
新型コロナウイルス感染症による損失		1,563,547
特別損失合計	982,185	3,058,436
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失()	394,590	7,994,324
法人税、住民税及び事業税	512,035	344,857
法人税等調整額	272,284	2,182,943
法人税等合計	239,750	2,527,801
当期純利益又は当期純損失()	154,839	5,466,522

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		2,671,922	28.8	778,131	20.5
労務費		2,153,556	23.2	1,350,230	35.6
外注費		3,956,302	42.7	1,296,313	34.2
経費		494,462	5.3	366,159	9.7
売上原価		9,276,244	100.0	3,790,835	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	606,988	564,988		564,988	5,880,380	5,880,380	64,041	6,988,316	3,521	6,991,837
当期変動額										
新株の発行	890	890		890				1,780		1,780
減資										
剰余金の配当					165,084	165,084		165,084		165,084
当期純利益					154,839	154,839		154,839		154,839
自己株式の取得							128,443	128,443		128,443
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									758	758
当期変動額合計	890	890		890	10,245	10,245	128,443	136,908	758	137,667
当期末残高	607,879	565,879		565,879	5,870,134	5,870,134	192,485	6,851,407	2,763	6,854,170

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	607,879	565,879		565,879	5,870,134	5,870,134	192,485	6,851,407	2,763	6,854,170
当期変動額										
新株の発行	1,800,960	1,800,960		1,800,960				3,601,920		3,601,920
減資	2,358,839	2,316,839	4,675,678	2,358,839						
剰余金の配当					93,668	93,668		93,668		93,668
当期純損失()					5,466,522	5,466,522		5,466,522		5,466,522
自己株式の取得										
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									148	148
当期変動額合計	557,879	515,879	4,675,678	4,159,799	5,560,191	5,560,191		1,958,271	148	1,958,419
当期末残高	50,000	50,000	4,675,678	4,725,678	309,943	309,943	192,485	4,893,136	2,614	4,895,750

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、プライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、及び賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、及び賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～30年

構築物 6年～20年

工具、器具及び備品 2年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 3,632,969千円

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. プライダル事業に係る資産の減損

(1) 財務諸表に計上した金額

建物 6,031,532千円

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、プライダル事業を営むために、内装備品などの資産を保有しています。

このプライダル事業の資産グループについては、当事業年度において、使用価値を回収可能価額として、減損損失333,557千円を認識しています。

使用価値の見積りについては、連結財務諸表「注記事項(会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1) 長期借入金のうち240,000千円(2015年3月25日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

各連結会計年度の末日において、連結貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の連結貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末又は2014年3月期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

各連結会計年度及び事業年度の末日において、連結及び単体それぞれの損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

なお、については、財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持しており継続的な支援が得られるものと考えているため、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見込みであります。

(2) 長期借入金のうち300,000千円(2020年3月31日付金銭消費貸借契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

各事業年度の末日において、損益計算書における経常損益を2期連続で損失としないこと。

各事業年度の末日において、貸借対照表における純資産の金額を、直前期末の貸借対照表における純資産の金額の75%以上に維持すること。

なお、については、財務制限条項に抵触しておりますが、主要取引銀行と緊密な関係を維持しており継続的な支援が得られるものと考えているため、期限の利益喪失請求権の権利行使は受けない見込みであります。

(3) 短期借入金のうち1,506,000千円(2020年7月15日付コミットメントライン契約)には、下記の財務制限条項が付されております。

2021年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の金額を負の値としないこと。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	292,164千円	219,321千円
短期金銭債務	167,194千円	50,420千円

2 保証債務

次の関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式会社エスクリマネジメント パートナーズ	309,860千円	200,820千円
計	309,860千円	200,820千円

3 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
コミットメントライン契約の 総額	700,000千円	7,500,000千円
借入実行残高	300,000	2,806,000
差引額	400,000	4,694,000

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87.1%、当事業年度87.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12.9%、当事業年度12.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
広告宣伝費	3,258,686 千円	1,620,107 千円
給料手当	2,666,753	1,936,370
地代家賃	3,833,341	3,251,880
減価償却費	1,212,998	1,035,129

- 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益	14,374 千円	18,703 千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価値がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	1,629,787	1,479,787

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は前事業年度より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度46百万円、当事業年度33百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	912,054千円	1,148,979千円
未払賞与	65,647	48,001
未払事業税	26,962	
未払事業所税	13,687	15,871
資産除去債務	659,622	751,545
税務上の繰越欠損金		1,899,928
リース債務	106,588	109,290
退職給付費用	1,586	1,524
関係会社株式評価損	35,277	91,735
貸倒引当金	52,453	414,016
その他	55,875	54,383
小計	1,929,755	4,535,277
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	89,476	506,579
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		
繰延税金資産計	1,840,278	506,579
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	293,296	261,356
リース資産	96,955	97,126
未収還付事業税		37,245
繰延税金負債計	390,252	395,728
繰延税金資産の純額	1,450,026	3,632,969

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.59	0.01
評価性引当額の増減額	20.73	5.07
住民税均等割	6.85	0.32
実効税率変更による影響		2.35
その他	0.03	0.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.76	31.62

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社エスクリマネジメントパートナーズを吸収合併することを決議し、2021年4月1日に吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

事業の内容 挙式・披露宴の企画・運営を行うブライダル事業

企業結合日

2021年4月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社エスクリマネジメントパートナーズを消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社エスクリ

その他取引の概要に関する事項

株式会社エスクリマネジメントパートナーズは当社の100%子会社であり、地方都市においてブライダル事業を展開しておりますが、この度、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に対応し、グループ内における経営の効率化をより一層進めるため、同社を吸収合併することいたしました。

(2)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定です。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	13,848,896	134,820	389,909 (326,393)	13,593,807	7,562,274	912,516	6,031,532
構築物	439,590			439,590	175,798	28,038	263,791
車両運搬具	27,691		477	27,213	19,638	3,429	7,574
工具、器具 及び備品	2,450,385	235,977	46,769 (4,829)	2,639,594	2,044,311	330,213	595,282
リース資産	713,343	6,760	3,505 (2,335)	716,598	369,876	61,241	346,721
建設仮勘定	4,752	384,709	389,461				
有形固定資産計	17,484,660	762,267	830,123 (333,557)	17,416,803	10,171,900	1,335,440	7,244,903
無形固定資産							
ソフトウェア	483,391	8,921	499	491,813	460,909	20,734	30,903
のれん	3,000			3,000	3,000		
その他	4,654	45,764	9,699	40,719	4,654		36,065
無形固定資産計	491,045	54,686	10,198	535,533	468,563	20,734	66,969
長期前払費用	100,068	859		100,927	98,632	1,635	2,295

- (注) 1. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
2. 当期増加額のうち主なものは、挙式・披露宴施設によるものであります。
3. 長期前払費用は償却対象のみを記載しているため、貸借対照表に計上されている金額とは一致しておりません。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	171,304	1,196,924	171,304	1,196,924

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額										
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.escrit.jp/										
株主に対する特典	<p>株主優待制度</p> <p>(1)対象となる株主 毎年3月末日、9月末日現在の100株(1単元)以上の株主</p> <p>(2)株主優待の内容 レストラン割引券(30%割引) 30万円相当のウェディングアイテムチケット 自社オンラインギフトショップクーポン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保有株式数</th> <th>優待内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>+</td> </tr> <tr> <td>300株以上500株未満</td> <td>+ + 2,000円分</td> </tr> <tr> <td>500株以上1,000株未満</td> <td>+ + 4,000円分</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>+ + 10,000円分</td> </tr> </tbody> </table>	保有株式数	優待内容	100株以上	+	300株以上500株未満	+ + 2,000円分	500株以上1,000株未満	+ + 4,000円分	1,000株以上	+ + 10,000円分
保有株式数	優待内容										
100株以上	+										
300株以上500株未満	+ + 2,000円分										
500株以上1,000株未満	+ + 4,000円分										
1,000株以上	+ + 10,000円分										

(注) 当会社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第17期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第18期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月14日関東財務局長に提出。

第18期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月13日関東財務局長に提出。

第18期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月15日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号(優先株式の発行)の規定に基づく臨時報告書
2021年2月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(提出会社の特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書

2021年3月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(提出会社の主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書
2020年7月15日、2020年8月3日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3(吸収合併の決定)に基づく臨時報告書
2021年2月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書
2020年7月16日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年7月1日、2021年3月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2021年5月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2020年8月12日、2020年11月13日、2021年2月15日、2021年5月17日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4)2020年7月15日に提出の臨時報告書の訂正報告書)2020年7月16日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による新株式発行に係る届出書であります。

2020年7月16日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年7月16日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2020年7月17日、2020年7月21日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

株式会社エスクリ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	正	行
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	萬		政	広
--------------------	-------	---	--	---	---

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクリの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、予定されていた挙式・披露宴の多くが日程変更となった結果、売上高が著しく減少し、重要な営業損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。</p> <p>経営者は、継続企業の前提に関する評価の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項を財務諸表に注記することが必要となる。</p> <p>継続企業の前提に関する経営者の対応策には、新型コロナウイルス感染症の収束仮定に基づく事業計画、金融機関からの借入金の借換又は期限延長の実行等、経営者による重要な判断を含んでいる。</p> <p>そのため、当監査法人は、継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価について、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>継続企業の前提に関する経営者による対応策を評価するため、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金計画の前提となる基礎データの信頼性を検討するため、新型コロナウイルス感染症の収束シナリオを考慮して取締役会で承認された事業計画との整合性、事業計画の達成可能性、及び仮定の合理性について経営者へ質問を実施した。 ・2021年4月に満期が到来した短期借入金の借換の実施を確認した。 ・資金計画の基礎とした2021年7月に満期が到来するシンジケート方式によるコミットメントライン契約60億円が延長可能と判断した経営者の仮定に十分な裏付けがあるかを判断するため、経営者及び金融機関へ質問を実施した。 ・経営者の作成した資金計画を評価するため、監査人の見積額を設定して検討した。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）2. プライダル事業に係る資産の減損、及び（連結損益計算書関係）2 減損損失に記載のとおり、会社及び連結子会社はプライダル事業に係る資産について減損損失854,547千円を計上している。</p> <p>会社は、固定資産の減損にあたり、事業拠点毎に資産のグルーピングを行っており、回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は、各事業拠点の主要な資産の経済的残存使用年数に渡り、経営者によって承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定されている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は事業計画であり、過去の受注及び施行実績の傾向、今後の受注予測件数、施行組単価、長期成長率等の影響を受ける。</p> <p>以上のとおり、固定資産の減損には、将来キャッシュ・フローの見積りにおいて不確実性及び経営者による主観的判断並びに専門性等、経営者の重要な判断を伴うことから、当監査法人は固定資産の減損について監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損損失の計上の要否の判断に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・減損の兆候の有無について、固定資産の減損に係る会計基準の適用指針に照らして検討を実施した。 ・減損の兆候があると判断された事業拠点について、減損の認識の検討を実施するため、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の信頼性について、以下の検討を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> - 取締役会によって承認された事業計画の策定プロセスの理解 - 事業計画の前提となる仮定の合理性の検討にあたり、新型コロナウイルス感染症の収束シナリオについて経営者へ質問 - 事業計画の主要なインプットである施行件数、及び施行組単価について、過年度実績からの趨勢分析、過年度の予算及び実績との比較、外部の市場予測情報との整合性の検討 ・減損の測定を検討するため、将来キャッシュ・フローがマイナスである資産グループについて、回収可能価額をゼロとして評価していることを確認した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エスクリの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社エスクリが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

株式会社エスクリ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	正	行
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	萬		政	広
--------------------	-------	---	--	---	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクリの2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクリの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価）と同一であるため、記載を省略している。

固定資産の減損

注記事項（重要な会計上の見積り）2. ブライダル事業に係る資産の減損に記載のとおり、会社はブライダル事業に係る資産について減損損失333,557千円を計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由並びに監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損）と同一であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。